

御宿町告示第9号

御宿町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成17年2月23日

御宿町長 井上七郎

記

1. 期 日 平成17年3月3日

1. 場 所 御宿町役場議場

平成17年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成17年3月3日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1号 御宿町教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 3号 御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 町長等の給料及び職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 御宿町中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第10号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第11号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第13号 平成17年度御宿町水道事業会計予算
- 日程第16 議案第14号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第15号 平成17年度御宿町老人保健特別会計予算
- 日程第18 議案第16号 平成17年度御宿町介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第17号 平成17年度御宿町一般会計補正予算（提案理由の説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
3番	式田善隆君	4番	伊藤博明君
5番	吉野時二君	6番	川城達也君
7番	式田孝夫君	8番	瀧口義雄君
9番	白鳥時忠君	10番	小川征君
11番	中村俊六郎君	12番	浅野玄航君
13番	貝塚嘉軼君	14番	新井明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	助役	吉野和美君
収入役	五十嵐義昭君	教育長	岩村實君
総務課長	綱島勝君	企画財政課長	瀧口和廣君
教育課長	田中とよ子君	税務課長	木原政吉君
環境整備課長	井上秀樹君	農林水産課長	石田義廣君
建設水道課長	藤原勇君	商工観光課長	米本清司君
住民課長	佐藤良雄君	保健福祉課長	氏原憲二君

事務局職員出席者

事務局長	吉野健夫君	係長	市原茂君
------	-------	----	------

開会の宣告

議長（伊藤博明君） おはようございます。

本日、平成17年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は14人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成17年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（伊藤博明君） 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成17年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

このたび、議員各位、町民の皆様方のご理解をいただき、引き続き二期目の御宿町政を身の引き締まる思いとともに担当させていただくこととなりました。二期目も初心を忘れず、「自然と共生した夢多きまちづくり」を着実に実行するため、全力を傾注してまいり所存でございますので、今後とも一層のお力添えを賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、本日から10日までの日程で、平成17年度一般会計予算案を初め、町長等の給料及び職員の管理職手当の特例に関する条例の制定の案件など、計17議案をご審議いただくこととなりますが、開会に先立ちまして、平成17年度一般会計予算概要をベースに新年度の方針について申し述べ、私の所信の一端とさせていただきます。

予算編成の前提となる我が国の経済状況は、依然と景気低迷状態が継続し、財政の健全化と国内経済の活性化を同時に追及しなければならない局面が予想され、国、地方を問わず大きな

転換期を迎えようとしています。そのため、地方分権の進展に伴います三位一体改革による税源移譲、国庫補助負担金の廃止縮減など、地方交付税を初め、国・県からの交付金、補助金は廃止を含め、年々減額されている現状にあります。

また、一方で財政再建路線は、定率減税縮小なる手段を加え、増税という国民に直接痛みを生む政策に姿を変え、少子高齢化という現実を見れば、負担増の時代の始まりは避けられないものと考えます。

このように、大変厳しい財政環境のもと、住民生活に密着している町政の担う役割は一層重要性を増すものと思われ、町といたしましても、平成17年度予算編成に当たっては、昨年度から導入した一般財源の枠配分方式や事務事業評価に基づき、限られた財源の中での事業の優先順位を把握し、財源配分の事業別分野の抜本的な見直しとともに、財源の健全化と予算の適正化に努め、行政サービスの向上を目指してまいらなければならないと、決意を新たにしているところでございます。

とは申しましても、医療、介護等の自然増に伴う繰り出しなど、経常経費の伸びは年を追うごとに増大の一途をたどっているのが現状であります。行政改革による経費節減にも限界があり、近い将来、市町村合併も視野に入れながら、創意工夫を凝らし、行政運営を進めていかなければならないものと考えます。

それでは、今議会でご審議いただきます平成17年度当初予算編成に当たっての基本的な考えについて申し述べさせていただきます。

国と地方の新たな関係の構築に向け、国庫補助負担金縮減と地方への税源移譲による国の関与を縮小し、地方の裁量、自由度を高める一方、地方の歳出抑制による地方交付税の縮減を図る三位一体の改革について、平成18年度までを目途に実施することから、この改革による地方財政の転換においては、その動向に十分注視し、速やかに予算に反映させる必要があります。このように、国や県がさらに本格的な財政構造改革に取り組む17年度予算編成を前に、バブル経済を背景とした、でき得る限り予算計上といったこれまでの施策展開は不可能であることを十分認識するとともに、施策を総点検し、本来自助努力で、あるいは行政と住民が連携して解決すべきことなど、行政が本来果たすべき役割、施策範囲と水準を明確にし、これを逸脱しない取り組みが必要不可欠となってまいります。

これらの方針は、限られた財源を住民福祉の向上に、より効果的に配分するためのものであり、平成17年度を身の丈に合った歳出構造を確立すべく、町の財政構造の抜本的改革の実施年度と位置づけ、予算編成に取り組むことといたしました。

予算編成の方式は、一般財源枠配分方式を導入して2年目となりますが、配分一般財源が縮減する中、民生費を中心とする義務的経費の大幅な増、さらに観光施設やごみ処理施設の修繕費、処理費が大幅増加となるなど、配分より大きく上回る要求がされ、従来どおり各課と数回にわたる協議、査定を重ねる厳しい予算編成となりました。

新年度におきましては、御宿中学校校舎改築事業を最重要施策と位置づけました。また、財政状況等を勘案し、特別職給与、議員報酬カット、区役員、非常勤特別職の報酬削減、さらに管理職手当カットと人件費の削減に努めましたが、中学校校舎改築工事事業はもとより、一昨年からスタートをした心身障害者福祉に係る支援費制度の利用者やサービス支給量の増加、老人保健特別会計における町負担割合の拡大、介護保険及び国民健康保険特別会計に係る保険給付費の大幅な伸び、さらにごみ処理施設の一部改修や可燃ごみ処理における灰処理委託、運転管理委託経費等の伸びなどが主な増額要因となり、結果として、一般会計の予算額は34億9,100万円で、昨年度より1億3,800万円、4.1%の増となりました。

続きまして、平成17年度予算の内容につきまして新たな施策事業を中心に、各分野の主要事業を申し上げさせていただきます。

まず、保健福祉の分野ですが、「全ての人に優しい町づくり」を基本理念とし、高齢者や障害を持つ方など、だれもが安心して生きがいを持って生活できるまちづくりを進めていくため、各世代にあわせた健康教育や健康相談、健康診断など、保健事業の一層の充実を図るとともに、高齢者に対する福祉サービスを引き続き実施してまいります。

また、少子化や核家族化が進行する中、少子化対策の充実を図るため、次世代育成支援対策を推進してまいります。

次世代育成支援対策推進法の制定により、昨年度実施いたしました次世代育成支援に関する調査等をもとに、皆様のご意見を反映した町行動計画を策定し、「子供は、地域の宝」、すべての子供と子育て家庭を地域のみんで支える新たな地域社会と環境づくりを目指してまいります。

その一方で、今後少子高齢化の進行に伴い、多様な福祉需要が予想されることから、限られた財源の中で従来の福祉サービスのあり方を見直し、要介護高齢者及びひとり暮らしの高齢者の方々が、住みなれた環境の中で引き続き生活できるよう、自立支援を目的とした生活管理指導員派遣、生活管理指導短期入所事業など、制度充実と提供に努めつつ、緊急性や必要性の高い福祉サービスへと組みがえしていく必要があると考えております。

次に、教育の分野ですが、中学校校舎改築工事が昨年10月に着工し、「良好な環境と調和

した夢を育む学校づくり」をコンセプトに、現在校舎棟は平成17年12月完成に向け工事を進めているところでございます。

また、中学校海外派遣事業や小学校入学祝い金制度、公民館各種教室の開催等も引き続き実施するとともに、学校、家庭、地域の連携の強化に努め、本来の教育のあり方、姿勢を再検討し、教育活動を展開してまいります。

次に、生活環境の整備では、県道バイパスの接続路線である町道0106号線の改良工事を初め、他の町道の新設改良工事や維持補修、また町営住宅の整備では、居住環境の改善及び利便性の向上を図り、道路や公共施設の環境整備等、住民が安全で快適な生活を送ることができるように努めます。

また、災害に強い安全なまちづくりとして、引き続き区と連携して、地域防災訓練を実施するとともに、自主防災組織の発足を推進してまいります。さらに、消防機器の整備拡充を図り、町消防団活性化に加え、自主防災組織との連携による災害時の人命救助及び初期消火活動の充実を強化するなど、地域ぐるみの防災体制の確立を目指してまいります。

なお、SST「安全で安心な町づくり」に基づき、自治会によるボランティアで実施いただいております海岸方面へのパトロールにつきましては、昨今多発する犯罪事例と社会背景とを勘案し、早急に町全域の活動に拡大したく、各区自治会へと協力を要請してまいりたいと考えます。

次に、生活環境の整備につきましては、不法投棄監視を目的とする1市5町協力しての夜間パトロールの強化、粗大ごみ収集、またごみ減量化対策の一環として実施しております生ごみ処理機等購入助成やリサイクルハウス設置など、本年度も継続事業として積極的に取り組んでまいります。

続いて産業振興の分野ですが、長期化する景気低迷の中、らくだ街路灯の設置等による商店街のイメージアップにより、購買力の増大と地元消費の活性化を図るとともに、不況のあおりを受ける商店経営者への中小企業利子補給制度の継続と制度充実、有効活用の推進に努め、その効果を町経済の活性、繁栄へとつなげてまいりたいと考えております。

観光面では、天候にかかわらずとも一定の集客力が望める参加、体験型観光に着目し、今後、量より質へと転換を図り、観光客が参加、体験でき、さらに御宿らしい工夫を凝らした通年型事業の充実、展開を、広域圏での連携を含め、各種メディア等を有効利用しながら図ってまいります。

次に、漁業の振興につきましては、平成16年度から5年間の長期計画であります漁港機能

高度化事業を中心に、岩和田漁港の堤防嵩上げ事業等、漁場環境の整備へと努めますとともに、農林業に関しましては、継続事業の実施はもちろん、イノシシ駆除に対する今後の助成等の検討も含め、有害鳥獣駆除対策や農業基盤整備を目的とした中山間総合整備事業に重点を置き、海と山の両面を視野に入れ、各事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、行政関係といたしましては、これまで電子自治体を目指して庁内LANの構築、住基ネット、総合行政ネットワークへの接続を行い、業務の高度化、効率化に取り組むとともに、ホームページによる住民への情報提供など、住民サービスの向上に努めてまいりましたが、個人情報保護条例の施行に伴い、今後一層、利用者の立場に立ったサービス提供はもとより、特に個人情報保護やセキュリティシステムの整備を推進してまいります。

また、平成17年3月に合併50周年を迎えることから、記念誌の発行等記念事業の実施を検討しております。

最後に、市町村合併につきまして、新聞報道でもご承知のとおり、大原町、夷隅町、岬町3町にて、平成17年3月までの合併調印を目指した協議が進められることになりました。町といたしましても、町民を主体としたこれまでの合併問題に対する取り組み姿勢や、町議会とともに協議した結果を踏まえ、新市の将来像が明確に見えない段階にて、後戻りできない合併を前提とした協議を行うことは非常に難しいと判断し、今後、しばらくは単独でのまちづくりを進めることを選択いたしました。

また、それは同時に、当面、単独での行財政運営を意味するわけですが、最近の厳しい財政状況を考えますと、一部事務組合を含む外部団体等における負担のあり方についても、随時議会と協議を重ね、再検討する必要があると思慮するところであります。

しかしながら、合併は町の将来を左右する大変重要な問題であり、避けて通ることはできない課題であります。今後、平成17年4月から5年間の時限立法で施行される合併新法のもとの近隣市町との協議等を視野に入れ、御宿町の進むべき方向を検討することも必要と考えております。ついては、町民の皆様のご意見の集約、調整を第一に進め、行政、議会とともに将来の地域のあり方について鋭意検討してまいりたいと思っております。

以上、平成17年度を迎えるに当たり、所信の一端と予算の概要を申し上げましたが、非常に厳しい財政状況の中、この新年度予算の重みを十分認識し、まちづくりの主役は住民の皆様一人一人であることを基本に、より効果的な事業を実施していきたいと考えております。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

まず、2月1日南房総広域水道企業団運営協議会及び定例会が開催され、平成17年度水道

用水供給事業会計予算を初め、6議案が原案どおり可決されました。当町の負担額は総額2,560万1,000円となっております。

次に、2月17日夷隅郡環境衛生組合定例会が開催され、平成17年度予算を初め、7議案が原案のとおり可決されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ6億8,930万円で、当町の経常的負担額は1,857万9,120円で、負担率は15.6%となっております。

同じく、2月25日に布施学校組合定例会が開催され、平成17年度予算を初め、6議案が原案どおり可決されました。予算総額は、歳入歳出それぞれ2,894万5,000円で、当町の負担額は1,575万9,000円となっております。

次に、2月21日夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、平成17年度予算など6議案が原案のとおり可決されました。予算総額は歳入歳出それぞれ18億5,935万8,000円で、当町の負担額は1億8,336万2,744円となっております。

以上で諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました17件の議案につきましては、担当課長より説明申し上げますので、十分なるご審議を賜りましてご決定いただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつとさせていただきます。

会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。11番、中村俊六郎君、12番、浅野玄航君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から8日間とし、4日から9日までは議案審査のため休会とし、最終日を3月10日にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日間とし、4日から9日までは議案審査のため休会とし、最終日は3月10日に決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第3、議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 御宿町教育委員会委員の任命についての提案理由を申し上げます。

平成17年3月31日をもって任期満了となります。御宿町教育委員会委員滝口雅子氏を引き続き教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づきご提案いたします。

略歴は別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第4、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、地方税法に基づき委員の選任につ

いて議会の同意を求めるものです。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

固定資産評価審査委員会委員の選任ということではありますが、略歴を見せていただきますと、大正15年生まれの方ということでございますが、私はそもそも幅広い世代の方に町政に参画していただく機会を与えるということは大変いいことだというふうに思うわけではありますが、特に年齢の問題を含めて、町としてこうした委員の選任に対してどういう考えがあるのか、改めてこの場でお聞きしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 今回、小林さんにつきましては79歳という高齢ということで、議員のご指摘もございますが、一方、高齢化率35%を超えます御宿町におきましては、ご高齢であっても健康であれば、その貴重な経験と豊富な知識を町のためにご協力いただくことも重要であると考えております。

同氏は略歴にございますように、30年にわたる県職員歴のうち税務関係が長く、県税である不動産取得税を通じ、土地、家屋の評価に精通されております。

このような理由から、今回、固定資産評価審査委員会の委員をお願いしたわけでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第3号 御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する

る条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 御宿町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正を受け、人事行政運営の公平性、透明性を高める観点から、その公表方法や項目について、条例で定めようとするものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定でございますが、地方公務員法の一部改正が平成16年6月9日に公布されました。

そして、地方公共団体の長は、職員の給与、または勤務時間、分限、懲戒の状況など、人事行政の運営等の状況につきまして、条例で定めるところにより公表することが義務づけられたということから、本条例を提案するものでございます。

条文の1つで説明させていただきますが、第1条につきましては、本条例の制定趣旨を定めたものでございます。

2条につきましては、各任命権者は、人事行政の運営状況を9月末までに町長に報告しなければならない旨を規定したものでございます。

また3条につきましては、報告しなければならない事項について具体的に示したものでございます。

次に、4条及び5条につきましては、県内の市町村で共同設置しております千葉県市町村公平委員会につきましても、地方自治法252条の12の規定に基づきまして、町の付属機関とみなすことから、業務状況の報告を義務づけて、報告事項について、また具体的に規定したものでございます。

第6条及び第7条でございますが、各任命権者及び公平委員会から報告があった内容につきまして、町長が公表する時期及び公表の方法について定めたものでございます。

また、第8条につきましては、委任事項を規定したものでございます。

最後に附則でございますが、本条例の施行期日につきまして、改正法の施行期日と同様、平成17年4月1日といたしました。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

この条例の具体的な運用ですね。ここには例えば2条、6条関係とかあるわけでありましてけれども、いつの時点のものをいつごろ具体的に公表されるのか。その点と、職員関係があるわけですが、対町民との中では、こうした公表案件に対する意見や不服等の申し出に、これはどのように事務的には処理されるのか。それについて伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 綱島課長。

総務課長（綱島 勝君） この条例につきましては、町長の方に9月末までに報告することになります。それを受けまして、12月末までに公表するというございますので、12月1日ぐらいの基準に基づいて住民に公表するという考え方でおります。

また、公表の方法といたしましては、7条にございますが、町で発行する広報紙、それとインターネット等を利用して閲覧で供する方法を考えております。

既にこの辺につきましては、今までですと3月の御宿広報等で公表はしてございます。たまたま地方公務員法の改正により明文化で条例に基づいて公表することになるわけでございます。それとただいま公表して住民からの不服申し立て等、こういったものがございましたら、当然住民の権利といたしましては、これにつきましては当然の住民監査請求等について、そういう不服があれば出されるというようなことになろうかと思ひます。

不服審査請求といひますと、やはり住民個々にというような問題でございませぬので、行政の運営上の中での公表したものについての不服があれば、やはり住民監査請求等になろうかと思ひます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行ひます。

議案第3号に賛成の方は挙手願ひます。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、人事院規則の一部改正を受け、職場生活と家庭生活の両立支援を目的に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、私の方から説明させていただきますが、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございますが、今、説明がありましたように職場生活と家庭生活の両立支援のための人事院規則の一部の改正を受けまして、育児、介護を行う職員の早出、遅出勤務について制度化したものでございます。

具体的な手続方法、また就業の時刻につきましては、規則に委任することになります。

まず、申請にあっては、育児または介護を行う職員があらかじめ希望する期間、始業時刻、また理由等を明確にして請求しまして、任命権者は公務の運営に支障のある場合を除き、早出、または遅出勤務を措置することができるようになります。

また、就業及び就業の時刻につきましては、人事院規則と同様に午前7時以降及び午後10時以前に設定することとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

職場と家庭との両立という中での条例整備ということでございますが、具体的には、一つこの早出、遅出なんです、最小時間と申しましょ、それはどのような概念と申しましょ

か、それは先ほど言った中で見ればわかるというように思われますけれども、1時間、あとは分単位、その辺はどのように。それから早出、遅出という中ではという文言なんです、例えば中途についてはどのように解釈できるのでしょうか。また、そうしたことができるのかどうか。

それから、そもそも法の趣旨を考えれば、ここには確かに支障があるものは省くというようなことが書いてあるわけでありますが、こうした条件をまず公務員労働者の職場の中できちんと条件を整えるということがまず大事だろうというふうに思います。男性、女性に限らず、こうした申し出、この文言に該当すればきちんと対応できる、そうした対応策がとられる必要が特にあろうかというふうに思いますので、条例を施行し、また執行する者として、こうした条例の趣旨を踏まえてどのように対応されるのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） これの取り方、時間的には1時間単位というようなことになろうかと思います。また、中途での場合ですが、中途というのは1日の間の時間の間ということですか。一応、業務の中で早出と遅出というような観念からいくと、中途の時間はございません。それと、やはり今、職場のこういう取れる環境という条件、そういったものの町の考え方ということでございますが、当然、仕事に支障がある場合は許可をしないというようなことでございますが、やはり次世代の支援の法の趣旨等から考えましても、各事業所にもこういう労働条件の環境を整えると、国、地方公共団体も指導していくというような立場から、当然、町といったしましても、こういう環境をきちんと整えていく必要はあろうかと考えております。

今後も、私どもの方も次世代育成等についても、特定事業所としての位置づけがございまして、そういう環境をつくる行動計画等も策定中でございます。そういう中で、こういう問題についても考えていかなければいけないように考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第5号 町長等の給料及び職員の管理職手当の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 町長等の給料及び職員の管理職手当の特例に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例案は、昨今の社会経済状況、並びにそれに伴う町の財政状況を勘案し、特別職の給料及び一般職のうち、教育長の給料と職員の管理職手当を減額するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） それでは、本条例案につきまして説明させていただきます。

本条例案につきましては、第1条は町長の給料月額を現行の76万円から1割減額しまして68万4,000円に、助役の給料を同じく60万9,000円から54万8,100円に、収入役の給料を57万9,000円から52万1,100円にするものでございます。

また2条につきましては、教育長の給料につきまして、特別職の給料の減額と同様に、現在の54万2,000円から1割減じ、48万7,800円にするものでございます。

第3条には、一般職の職員のうち、管理または監督の地位にある職員に支給する管理職手当の額を1割減額して支給するものでございます。

町の財政状況等を勘案いたしまして、特別職及び教育長の給料並びに職員の管理職手当とともに、これを平成17年4月1日から平成19年3月31日までの時限施行といたしましたので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

今、ご説明いただきましたが、100分の10ということで、計算すればわかるというふうに思いますし、また後段提案される当初予算の給与明細のところに出てくるというふうには思うわ

けであります、具体的に要するに特別職ですね、三役で17年度に総額幾らになるのでしょうか。

それからもう一つ、この第3条関係であります、管理職手当の特例という中でありますが、具体的にこれは何名、御宿町では現在該当しているのか。

それから、今回の条例については、時限立法というふうに理解をしておりますが、それでは平成19年になった時点でどのようにされるのかですね。それについては今、どのように町として考えているのか。例えば景気が浮揚すればまた上げるのか、戻すのか。景気に浮揚しなく、また再度いくのかどうか。三役等、特別職については、一般管理職については別なんです、特別職については管理職と違うわけで、一般の労働者とは違うわけですから、そういうことも含めて一定の考え方に基づいてこうした決め方をされたというふうに思います。

それから、確か委員会があったというふうに思いますが、それらについては、今度の提案内容についてはどのような意見があったのかどうか、それについてもあわせてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 網島総務課長。

総務課長（網島 勝君） 三役、教育長含めて4名の減額につきましては、17年度予算に反映できる効果額といたしましては437万5,000円ということであります。

それと一般職でございますが、管理職手当は23名支給しておりますが、約100万程度の効果額があるというふうに聞いております。

それと19年度までの時限施行ということでございますが、19年度の中で終了した時点で、また社会状況、またそういったことも勘案いたしまして、また再度必要であれば、時限立法の中で考えていきたい、このように考えております。

委員会での質問ということでございますが、今回は本則をいじっておりませんので、報酬審議委員会等は開催はしてございません。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本条例案は、町の財政状況と会議の時間等を勘案し、特別職の職員で非常勤のものの報酬を見直すものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 本条例案は、町の財政状況と会議時間等を勘案いたしまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬について見直すものでございます。

日額の委員につきましては会議時間がおおむね半日を超えない委員につきましては、日額を6,000円を3,000円にするなど、現行の額の50%程度の改正でございます。

また、全額月額委員につきましては、財政状況も考慮した中で、特別職の報酬の状況等から、おおむね20%から5%の減額をした改正内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

特別職の費用弁償等の改正ということでございますが、半日以内ということで50%というようにご説明がありましたが、現実的にその作業、また会議に参加される実際時間を目安にというようなことでしょうか。もう少し正確な判断内容について、再度お聞かせ願いたいというように思います。

また、こうしたまちづくりに参画されている方々でございますし、通常は一般職を持った方々が多いというふうに思うわけでありませうけれども、こうした方々が町の行政に参画していただくというふうに機会を設けること、またまちづくりの大切なメンバーであるというふうに思うわけでありませうが、そういう基本的な中で、もともとはこうした報酬の額というものが当初定められたものではないかと私は理解しているわけでありませうけれども、今後、こうしたまちづくりに参画させていただく方々、人材育成と一口に言いますね、人づくり、こうした観点から、こうした費用弁償についてどのような考えを持っているのか、改めてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） まず、委員の50%の削減というようなことでございますが、要するに非常勤職員の報酬等につきましては、常勤職員と違いまして、生活給というような意味合いが薄いというようなこともございます。

それから、そういったことから、この非常勤職員についても、時間割、また勤務量に応じて報酬の設定を行うというようなことも、自治法の逐条等にも出ております。そういう中から会議1、2時間程度、3時間程度の、半日以内のものについては、今まで日額6,000円だったものを半日当というような考え方の中で減額をさせていただいております。

また、逆にこれにつきまして、1日丸々出勤をしていただく非常勤の職員の方もございます。そういう方については、変更はせずに現行のままというようなことで考えさせていただいております。

また、当然、これには年額の委員とか、月額委員さん等もございます。こういう実際問題といたしまして、非常勤の中でも逆に常勤のような形の中で勤務活動をしていただいている方もございますので、そういうようなことも勘案いたしまして今回の改正をさせていただいております。

また、当然人材育成等、こういう方々に委員になっていただくことによって、町の今後の活性化等についても努力をしていただくことにはなりますが、やはりそれに見合う報酬というようなことも考えられますが、それぞれまちづくりにご協力をいただくというようなことでご理解をいただいているような方法を考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第9、議案第7号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第7号 御宿町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本案は、不動産登記法の改正に伴い、町条例の一部を改めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 木原税務課長。

税務課長(木原政吉君) 不動産登記法が平成16年6月18日に法律第123号として公布されまして、今までの不動産登記法、これは明治32年に法律第24号として制定されたものですが、全部改正されました。これに伴い、不動産登記法の施行期日を定める政令が平成16年12月1日に公布され、同法の施行日は平成17年3月7日となりました。

今回の条例改正は、この法律改正に伴いまして、法律番号や用語の改正があり、町税条例の一部を改正するもので、法律同様3月7日から施行するものです。

具体的には条例第54条中の土地登記簿、建物登記簿が登記簿に変わり、条例第72条につきましては、法律番号及び法改正に伴います条項の改正となっております。

よろしく願いいたします。

議長(伊藤博明君) これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番(石井芳清君) 最後の施行日についてなんですけれども、17年3月7日ということ

でございます、もう日数もないわけでありますが、具体的に、例えば本日可決をされたといえますと、事務的にはどのようにしていくわけですか。それについてお答え願います。

税務課長（木原政吉君） 本日可決されましたら、議長から送付あり次第、公布して施行したいと思います。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 全くそのとおりなんですが、具体的な手順として、例えば書式等とかあるじゃないですか、事務手続。また、公営掲示板等、いろいろやらないんですか。その辺についてお聞かせ願います。

議長（伊藤博明君） 税務課長。

税務課長（木原政吉君） 通常の条例どおり、掲示板に公布して処置を図りたいと思っております。

議長（伊藤博明君） よろしいですか。

3番、式田善隆君。

3番（式田善隆君） 3番。

例えば、ただいま土地、不動産をお持ちの方は、恐らく近隣市町などに土地登記簿という形になっていると思うんですがね。それを登記簿に直す場合には、手続等はどのような方法でやったらいいのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

議長（伊藤博明君） 税務課長。

税務課長（木原政吉君） 今回の条例改正は、法律が今まで例えば土地登記簿とか、建物登記簿と呼んでいたものを、すべてそうではなくて登記簿に改めるという改正でございます、それに伴う条例改正でございます。ですから、法律的にも今までの土地登記簿が登記簿ということで一般的に申請されるということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、議案第8号 御宿町中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第8号 御宿町中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

御宿町中山間ふるさと保全対策基金について、低金利時代にありまして、運用益金も少なくなっていることや、農村地域のコミュニティの活性化を図るための事業として、目的を同じくする中山間地域総合整備事業に係る計画策定費に充当するため、本条例に基金の処分規定を追加し、基金の処分をできることとするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石田農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） 御宿町中山間ふるさと保全対策基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

御宿町中山間ふるさと保全対策基金条例（平成6年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

第5条につきましては処分規定でございますが、第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

附則としまして、この条例は、平成17年4月1日から施行するということでございます。

当基金につきましては、平成6年度に400万円、平成7年度に300万円、合計700万円を積み立てておりますが、その運用益金を土地改良施設や農地を中心といたしましたさまざまな地域資源を活用するための事業に充当し、農村の活性化を図ることを目的としております。

現在の低金利によりまして利息も非常に少なかったため、その使用をいたしておりません。

このたび、農村環境整備事業といたしまして、中山間地域総合整備事業の計画策定に係る経費に充てるため、本条例に基金の処分規定を追加いたしまして、基金の設置目的であります農

村地域のコミュニティの発展を図るための費用に要する経費に充てるための財源に限って基金の処分をできることといたしまして、今後の農村地域の環境保全と活性化に努めていこうとするものでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

これまで、平成6年から700万円が積み立てられていたということで、運用益がなかったのが執行はされていないということではありますが、具体的にこの700万円が平成6年から積み立てられて今日まで、運用益というのは幾らになったんでしょうか。

それから、これが可決されたといたしまして、それでは今後取り崩す、一定の目的があって、既に計画があってこうした条例をお出しになるというように思うわけでありまして、具体的にどのような計画をお持ちなのでしょうか。それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） これまでの運用益金でございますが、年度ごとに申し上げますと、平成7年度に一番多かったです10万3,926円。現時点で計算いたしますと、年に144円ということございまして、非常に差がございます。それで今までの合計をいたしますと、27万4,799円となっております。

もう1点でございますが、この議案について可決をしていただいた場合は、基金を処分するという点において一般会計に中山間ふるさと保全対策基金繰入金として計上させていただきます。議会の議決を求めることとなります。平成17年度予算に、先ほど申し上げました中山間総合整備事業の計画策定費として400万円を計上させていただいております。

よろしく願いします。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

これより11時15分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、5番、吉野時二君は私用のため退席しました。

（午前11時19分）

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第11、議案第9号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額3,302万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億2,344万9,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、歳出において保険給付費を増額するほか、歳入で精算する国庫支出金、療養給付費交付金等の調整を行うものです。

なお、本予算（案）につきましては、去る2月21日に国保運営協議会の審議を経ておりますので申し添えます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成16年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

主な補正内容としまして、歳出では医療費の伸びによる保険給付費の増額、共同事業拠出金額の決定による減額です。

歳入にきましては、国・県支出金や退職金保険者の医療費に係る療養給付費等交付金の精算

に伴うものです。

3 ページの事項別明細書、歳入からご説明いたします。

国民健康保険税471万3,000円の増、内訳としまして、一般被保険者国民健康保険税、医療給付費分現年度課税分216万円の増、介護納付金現年度課税分475万3,000円の減、医療給付費分滞納繰越分150万円の増。

退職被保険者等国民健康保険税、医療給付費分現年課税分580万6,000円の増。

保険税につきましては、16年度決算見込額から算出した結果、今回補正による調整をさせていただきます。

次に、国庫支出金、療養給付費等負担金900万1,000円の増、高額医療費共同事業負担金28万2,000円の減。財政調整交付金870万8,000円の増、精算により額の変更が生じたものです。

次に4 ページをお願いいたします。

療養給付費等交付金1,305万5,000円の減、退職被保険者に係る給付費の精算により支払基金から交付金を見込み、減額補正を行うものです。

県支出金、高額医療費共同事業負担金28万2,000円の減、負担金の額の確定に伴う減額補正です。

5 ページをお願いいたします。

共同事業交付金、補正額1,352万2,000円の増、これは1件70万円以上の医療費が増加したことに伴う増額補正でございます。

繰入金、一般会計繰入金269万7,000円の増、内訳としまして、保険基盤安定繰入金で220万7,000円の増で、保険者支援分で49万円の増、これは対象となる世帯保険者が確定したことによりまして、軽減相当額を一般会計から繰り入れるものでございます。

財政調整基金繰入金800万円の増、歳出の保険給付費の増額によりまして財源が不足しましたので、取り崩しをしまして繰り入れを行うものでございます。

なお、この繰り入れによりまして、基金保有額は4,000万円となります。

次に、6 ページの歳出をご説明いたします。

総務管理費、補正額39万9,000円の増、これは印刷製本費や郵便料に不足が生じたほか、医療費の伸びによる国保連合会に委託しております電算共同処理手数料に不足が生じたものでございます。

運営協議会費7万1,000円の減につきましては、委員の研修等の予定がございませんでしたので、減額をさせていただきます。

保険給付費、補正額3,382万円の増、内訳としまして、一般被保険者療養給付費2,700万円の増、審査支払手数料2万円の増、一般被保険者高額療養費600万円の増、退職被保険者高額療養費80万円の増につきましては、残り2カ月の支払いに不足が生じることから増額をお願いするものでございます。退職被保険者等療養給付費につきましては、財源更生です。

老人保健拠出金につきましても財源更生でございます。

共同事業拠出金、高額医療費拠出金、補正額112万6,000円の減、平成16年度の拠出金額が確定したことに伴う補正でございます。

以上、歳入歳出補正額3,302万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を9億2,344万9,000円とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

国民健康保険特別会計補正予算ということですが、まず3ページの保険税のところがありますが、要するに保険証の発行状況について伺いたいんですが、この1年ぐらいの推移ですかね、代表的なところでどうなっているのか、それについてお伺いをしたいというふうに思っています。

議長（伊藤博明君） 木原税務課長。

税務課長（木原政吉君） 議員のご質問は、保険証のうち、3カ月の短期とそれ以外の資格証の推移ということだと理解いたしますが、16年6月1日現在では、3カ月の短期の保険証は175世帯、また、資格証明書が26世帯の交付となっております。直近の17年1月1日の時点では、短期の保険証が113世帯、また資格証が56世帯というふうに推移しております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

175から113ですか、それから26から56ということですが、これは、例えば短期のものがそのまま資格の方に移ったんでしょうか。そういう推移についてはどういうふうになっているんでしょうか。

それから、昨今、社会保険から国保に移る、いつも大変高いということですが、そうしたものの運用、それから現実的には資格証ですと、当然医療にかかった場合が、その時点で100%、10割払わなくちゃいけないですよ。あとでまた交付手続をするということに戻す

ということになるのでしょうか。そういう中で、やはり国保税が払えない方が、じゃあ医療を受けられるかと、10割その場で払うことができるかということに現実的にはなってくるというように思うんですね。そうしたものも踏まえて、この保険証の発行の運用に関する、町としてどういうふうに考えているのか。

それから、現実的に資格証の発行をされている方々の状況ですね。いろいろお話をされて、相談も受けてやられると思うんですけども、その辺がどういうふうになっているのかお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、今後どういうふうにしていくのか、これもあわせてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、もう一つ、7ページですけれども、高額療養費の中ですが、これは増額補正されているわけでありまして、この高額療養費は、毎度お聞かせいただいておりますけれども、疾病の内容ですね、これが主にどのようなものがありますか、お聞かせ願いたいと思います。また、それについてここ数年の中で変化があるのか、ないのか。それから年齢的な内容ですね。これは新年度で細かい資料なんかも提出していただいておりますけれども、本年度の中でどのような事例があったのか、その辺につきましてもお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 資格証の問題ですけれども、確か保険法が改正されまして、13年4月1日から要綱がありまして、現在、資格証の発行については、その要綱に基づいて交付しております。制度そのものについては、現在、法が改正になっておりませんから、そのまま継続し、短期資格証の発行についてもそのまま継続していくつもりでございます。

7ページの高額の関係でございますけれども、ちなみに16年度の上位の高額の種別でございますが、10件のうち7件が循環器系の疾患でございます。いわゆる高血圧とか、脳梗塞とか、そういうものでございまして、残り2件が新生物ですね、1件が呼吸器系でございます。今年の16年度の主な高額の内容はそのような内容でございます。

傾向といたしまして、やはり国民健康保険で医療費が伸びる主な年齢といたしますか、退職された方で言いますと、退職されて二、三年たってから病気にかかるというような状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

高額医療で、退職されてから二、三年、よくそういう話も、新聞報道でもされますが、そう

しますと、町長が冒頭でもあいさつの中でも述べられておりましたけれども、そういう高額医療費の伸びという中で財政負担が高まるというようなお話もされておりましたが、こうしたものはやはり健康づくり事業の中で、栄養関係含めまして、やはり特段の対応が、これまでもしてきたというには思うんですけれども、これからも必要になってくるというように思うのですが、その辺の考え方についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） この議会において再三私の方でお話はしておりますけれども、現在の状況をお話ししますと、まず1点目で保健福祉課と連携しまして、各種健診事業、それから健康相談の受診率の向上、あるいは教育委員会で主催しております生涯学習事業の中の体力づくり事業の参加の推進、それから3点目としまして、私どもの人間ドックの活用、あるいはレセプトの点検の充実等、そういうようなことを考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第12、議案第10号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 平成16年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額4,150万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億5,261万4,000円とさせていただきます。補正内容につきましては、医療費の

増高が著しく、今後、予算超過が懸念されますことからお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成16年度老人保健特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

歳入につきましては、医療諸費歳出の法定負担割合によるものでございます。

それでは、2ページ、歳入からご説明いたします。

支払基金交付金、医療費交付金、補正額1,004万1,000円。

国庫支出金、医療費負担金、補正額1,820万3,000円。

県支出金、県負担金、補正額455万2,000円。

繰入金、一般会計繰入金、補正額455万2,000円。

3ページの諸収入、第三者納付金補正額415万2,000円。

以上、歳入合計の補正額4,150万円とさせていただきます。

次に、4ページ、歳出をご説明いたします。

医療諸費、補正額4,150万円、内訳でございますが、医療給付費、補正額4,000万円、医療費支給費、補正額150万円、これは残り2カ月の医療費に不足が生じることから補正額をお願いするものでございます。

以上、歳出の合計補正額4,150万円を追加しまして、歳入歳出予算総額を11億5,261万4,000円とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第13、議案第11号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第3号についての提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算（案）は、補正額3,261万1,000円を追加し、予算総額、歳入歳出それぞれ4億9,181万7,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、居宅サービス利用者の増加及びサービス利用料の増加に伴う保険給付費の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） それでは、平成16年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第3号につきましてご説明を申し上げます。

3ページの事項別明細書でご説明いたします。

初めに歳入ですが、国庫支出金から県支出金までは保険給付費増額に伴い、それぞれ内示がありましたので増額補正をさせていただくものです。

国庫支出金の介護給付費等負担金794万8,000円の増額につきましては、保険給付費に対する法定負担割合20%分であります。

次の、財政調整交付金790万円の増額は、保険給付費の5%分です。

支払基金交付金の介護給付費等交付金1,011万8,000円の増額は、保険給付費に対する法定負担割合32%分です。

次に、4ページの県支出金、介護給付費等負担金530万8,000円の増額につきましては、法定負担割合12.5%分です。国・県支出金等につきましては、概算交付で保険給付費の決算額により翌年度に精算をするものであります。

次に、繰越金133万7,000円の増額につきましては、前年度の繰越金であります。

以上、歳入の補正額3,261万1,000円を追加し、歳入総額を4億9,181万7,000円とさせてい

ただくものです。

次に、5ページの歳出ですが、総務費の総務管理費42万8,000円の増額は、職員の給料に不足が生じることから増額をさせていただくものです。

介護認定審査会費40万8,000円の減額は、内訳といたしまして、認定調査員賃金として37万9,000円と、介護認定調査委託料2万9,000円であります。

運営協議会費2万円の減額は、介護保険運営協議会の委員欠席による不用額を減額させていただくものです。

保険給付費、介護サービス等諸費の2,932万円の増額につきましては、要支援、要介護認定者の増加や、制度が浸透してきたことによりまして、居宅サービス利用者の増加に伴い、給付費に不足が生じることから補正をさせていただくものです。

内訳として、居宅介護サービス給付費2,780万円、居宅介護住宅改修費30万円、居宅介護サービス計画給付費84万円の増額と、6ページの居宅支援サービス計画給付費38万円です。

審査支払手数料7万円の増額は、国保連合会へ委託をしている審査支払業務に対する手数料で、利用者の増加により不足が見込まれることから増額させていただくものです。

高額介護サービス費の28万円の増額につきましては、対象者の増により不足が見込まれることから補正をさせていただくものです。

基金積立金の介護給付費準備基金積立金294万1,000円は、国・県支出金等の剰余金と前年度繰越金の一部を積み立てさせていただくものであります。

以上、歳出の補正額3,261万1,000円を追加し、歳出総額を4億9,181万7,000円とさせていただくものです。

よろしく願いをいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

5ページの居宅介護サービス給付費であります。大幅な2,780万円の補正ということですが、具体的な内容ですね、どのような内容か。また、件数、額等を伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 居宅介護サービス給付費の2,780万円についてご説明をさせていただきます。

これにつきましては、当初予算と比較しますと25.1%の増と、大幅に伸びを見ておるところであります。この要因としまして、まず23名の認定者が増加ということが一つの要因であります。また、各給付費が増加しておりまして、伸びの率の大きなものを申し上げますと、まずはショートステイでございます。これは月平均利用人数で4人と、月平均利用日数で69日の増、金額にしまして830万円の増が見込まれるわけでありまして。率にしますと84.6%の増となっております。

この理由でありますけれども、施設入所の待機者が50名前後で推移をしておる状況であります。在宅で重度の待機者につきましては、家庭での介護困難な世帯につきましては、ロングショートステイということで、限度を30日間まで利用される方が増えてきておる状況であります。これが給付費を大幅に伸ばしている要因となっております。

また、デイサービスにつきましては、平成15年度決算数値と比較しますと、月平均利用人数で4人、述べ日数で平均35日、月平均給付額113万円の増となっており、年度で申し上げますと1,350万円の増が見込まれるところでありまして。

また、デイケアにつきましても、金額で200万円、率にして10.5%の増という状況で、すべての給付費が伸びつつあるという状況でございます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 全員の挙手です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第14、議案第12号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 平成16年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について、提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに652万9,000円を追加し、補正後の予算総額を34億6,471万3,000円とするものです。主な内容は、県補助金の内示を受けて実施する七本地先の治山事業や急傾斜地崩壊対策や道路整備など、県事業に対する負担金等です。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 議案第12号の平成16年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について、内容の説明をいたします。

継続費の補正について、5ページをお願いいたします。

中学校校舎改築事業について、工事契約額に合わせて年割額を補正するものです。

次に、繰越明許費について6ページをお願いいたします。

本表に記載された4事業について、繰り越しをたく計上するものです。

治山事業は、補助内示が2月にあったため、漁港整備事業については水産庁との工法協議に時間を要したため、町道0106号線道路改良事業については、交差点協議に伴い工事延長が100メートル増となり、用地購入等に時間を要したため、公共土木施設災害復旧事業については、田植え時期と重なるため、以上、4事業について繰越を行うものです。

地方債補正につきましては、7ページ第4表をお願いいたします。

急傾斜地崩壊対策事業360万円及び漁港整備事業330万円について、新たに追加して計上するほか、下段の表にある事業について、事業費の確定、繰越明許費の設定、補助金の確定等により、観光施設整備事業以下、4事業について起債額を変更して計上するものです。

歳入予算について、1ページより説明いたします。

今回の補正予算については、年度末を迎えての各種事業の決算が見込まれるものについての計上が主なもので、減額要因としては、町税の法人税割について、前年度に比べ所得減となり、税額が大きく減収となったものや、14款の使用料及び手数料と2ページの21款の諸収入について、月の沙漠記念館や町営プールのお客の入れ込みが当初見込みより減ったための減額です。

一方、増額については、1ページの8款ゴルフ場利用税交付金の増額が見込まれることと、2ページの16款県支出金で、治山事業が県補助金として追加内示されたこと、17款の財産収

入で町有地が2件ほど年度内に売り払いが見込まれることによる増額補正です。

歳入の詳細については、8ページから16ページの事項別明細書の参照をお願いいたします。

次に、歳出予算について、17ページより説明いたします。

1款の議会費については、印刷費の減額です。

2款の総務費については、人件費の調整と負担金補助及び交付金315万8,000円の増額は、布施小学校に係る交付税措置額の大原町への配分金について、その精算のための不足額を計上しました。

18ページの選挙費については、事務が確定したための減額です。

3款の民生費は、19ページ上段の保険税軽減分等の繰出金269万8,000円と、2目の老人福祉費の繰出金455万2,000円は、医療費の伸びに伴う特別会計への繰出金です。

次に20ページ上段の3目、心身障害者福祉費の扶助費293万6,000円の増額は、日常生活用具給付について、実績より見込まれる不用額を、また更生医療は実績からの不足額を、重度障害者医療については、医療費助成の実績から見込まれる不足額を計上しました。

2目の児童措置費の扶助費183万5,000円の減額は、児童手当の法の改正により、小学校3年生までを給付対象とする拡大措置が、当初見込んだ時期より短くなったことにより発生した不用額を計上しました。

21ページの2目委託料、362万5,000円減額は、各種健診事業の実績により見込まれる不用額を計上いたしました。

3目の環境衛生費の委託料21万3,000円は、千葉県からの委託を受け、ミヤコタナゴ保護増殖事業として棲息地水路の草刈りを行う費用を計上いたしました。

22ページの3目下段ですが、治山費の工事請負費516万2,000円については、県補助事業として行う七本地先の治山事業に係る工事費を計上しました。ほかに農業費と水産業費、商工費、土木費の減額分については、実績から見込まれる不用額を計上しました。

25ページ、2項道路橋梁費の負担金補助及び交付金630万7,000円については、県事業である夷隅地域整備センターで実施した道路整備事業や急傾斜地崩壊対策事業に対する町負担金を計上いたしました。

25ページから26ページの教育費については、実績から見込まれる不用額を計上しました。

災害復旧費については、財源更生です。

以上、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ652万9,000円を追加し、補正後の予算総額を34億6,471万3,000円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより、午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 54 分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 04 分）

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

8 番、瀧口義雄君。

8 番（瀧口義雄君） 瀧口です。

1 点お聞きしたいんですけども、26 ページ、中学校費、中学校建設費、減額の 350 万、工事管理委託、それと 77 万の校舎改築工事、この説明と、共同調理場に関して、確か変更があったということは承知してあるんですけども、その辺がどうなっているのかということと、今後のスケジュールですね。全体のスケジュールをちょっと説明願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 学校建設費の委託費の 35 万円の減額と工事請負費 77 万の増額についてですが、これにつきましては、契約金額が確定したことによる 40% 分を 16 年度分に計上したもので、その差額の減額と増額ということです。

もう 1 点の共同調理場の件ですが、今年度、共同調理場の実施設計については終了いたしました。今後のスケジュールということですが、共同調理場につきましては、来年度平成 17 年度に工事着工予定をしておりました。事務についても進めてまいりましたが、いろいろ財政上等の財源確保が非常に困難であるということなどから、当分の間、凍結をしていきたい、このように考えまして、17 年度の予算計上はしておりません。

現在の状況はそういうことになります。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8 番（瀧口義雄君） 今、言われたんですけども、17 年度と言ったんですけども、今年度は 16 年度のあれですよ。17 年度終わっていると言っているのはちょっとおかしいんじゃないですか。

それともう一つ、実施設計はいつ発注して、いつ払ったんですか。

それと、建設委員会の方で凍結という話は聞いておりますけれども、平成 17 年度一般会計

予算案という形で出てきましたけれども、この委託料463万というのがありましたけれども、これは何を意味していたんですか。あそこではこの説明はなかったんですけれども。これが実施設計のやつなんですか、それとも工事監督の委託費だったんですか。建設委員会に出たこれですね、17年度一般会計予算案ということで浅野議員が予算を削った方がいいんじゃないかという話の中で、この委託料463万というのは何を意味していたんですか。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 今後の予定ということで17年度の事を申し上げましたが、設計につきましては、平成14年度から3カ年、債務負担行為で設計委託をしまいいりました。平成14年度には基本設計ということで1,400万の支払い、15年度につきましては、校舎及び共同調理場も含めました設計を実施しておりましたが、途中で共同調理場の内容につきましては変更したために、校舎分として2,300万の支払いを、残り500万については16年度で調理場の実施設計をするということで今日に至っております。

それと、前に建設委員会でお示ししました17年度の一般会計予算案ということでお示した分ですが、この委託料463万につきましては、工事監理費について提示したものでございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） まず、共同調理場は数年かけて建設委員会で検討してきたわけですよ。それで視察をいろいろやっていました。財政が許さない中でそういう方向転換したということはおわかります。それはそれでよしとしますけれども、そうであったら、石田課長の時代からこれは検討しておりました。そして数値も出ておりました、管理費のやつも。それはいろいろな場面、場面では出ておりました。そういう中で、凍結するんなら実施設計なんかやらないでいただきたいね。実施設計やらなかったら計算ができないのかと、そんなばかな話はないですよ。石田課長のときはずっと出ていましたからね。要するに、方向転換するのなら、そんなむだな金を使わずに、いつこれ発注したのかね。それが出なくたって財政状況が悪いのは、瀧口課長も言っていたし、前の亡くなった新藤課長も言っている中で、凍結するという結論を出すのはまず遅過ぎなんじゃないですか。遅過ぎるというよりは、予算執行しなかったら別に何も問題なかった。予算執行してから凍結やる。これはおかしいでしょう。

それと、こんな重大な変更を今まで議会見て一言も言っていないじゃないですか。議会でも了解して議決まで取っている案件ですよ。予算執行しちゃって凍結、学校建設、町長は政治生命かけてやっているという中で、ちょっと責任がなさ過ぎじゃないかい。まず建設委員会、何

回会議やったか。ここで何回議決している。重みを全然感じてないじゃないか。私たちが何度出ている。変更するんならもっと早めに変更すると。

それと、何で予算執行してからやめるのか。それは状況判断の誤りじゃないのかな。要するに見通しを誤った。幾ら使ったか知らないけど、執行部で返してくださいよ。

それと、議会と建設委員会に対して何ら一つもない。これはひどい話じゃないかい。まず、実施設計で使った金を返してくださいよ。それで凍結してくださいよ。それが筋と思いますよ。

議長（伊藤博明君） 教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 確かに結論を出すのが非常に遅く、皆さんにご迷惑をおかけしたことはおわび申し上げます。今後、予定しております屋内運動場ですとか柔剣道場の建設につきまして、校舎の一体化を考えたときに、調理場より先に屋内運動場、柔剣道場を先に建設をして、生徒の学習の場としての提供をするのが使命というふうに考えまして、今回の共同調理場の建設についてを凍結させていただいたという経緯であります。確かに議会に報告をしていなかったということは非常に申しわけなく思っております。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 優先順位と言いますけどね、今、ここに辞書を引いてありますけれども、それは最初から順番を決めるのを優先順位と言うんですよ。途中からやるのは変更と言うんですよ。先生2人いますけれども、変更せざるを得ない状況は最初からわかっているわけですよ。そうであれば、まず優先順位のつけ方が間違ったと、それが一つと。それで、そこまできちちゃった中で途中変更があったという中で、当然これは予算執行する前に判断すべきじゃなかったかい。だから、企業ならそういう形で責任問題が出てきますよ。はっきり言って、これをうやむやにして、はいそうですかと言うわけにいかないでしょう。協議してくださいよ。

議長（伊藤博明君） 暫時休憩します。

（午後 1時15分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時29分）

議長（伊藤博明君） ただいま8番、瀧口義雄議員の質問につきましては、あとでまた協議していただくことにしまして、次のほかの質疑に移りたいと思いますけれども、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 12番、浅野玄航君。

12番(浅野玄航君) 12番です。

歳入の方でちょっとお伺いしたいんですけども、まだ決算議会じゃないんで先走りかもわかりませんが、突出しているのがゴルフ場利用税の交付金ですかね。これは2割のプラス、それに反して商工使用料、月の沙漠記念館、町営ゴルフ場、こちらの方は2割の減と、ちょうどそういう形になっているんですけども、ここで考察と言っちゃ何ですけども、担当課としてはどのようなとらえ方をしているのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

議長(伊藤博明君) 木原税務課長。

税務課長(木原政吉君) まず、ゴルフ場利用税交付金についてご説明いたします。

ゴルフ場利用税交付金につきましては、今回11月までの交付確定額が出ておまして、それ以後、12、1、2月の3カ月を前年並みに見込みまして補正をさせていただくものです。15年度の決算額は1,900万程度ございましたが、昨年12月にゴルフ場の1つが等級が変わりまして、額がかなり安くなったということで、当初予算では低めに見積もっております。ただ今回、昨年11月までは既に出ておりますので、実績見込みで補正をさせていただいております。

議長(伊藤博明君) ほかに質疑ありませんか。

(「使用料、月の沙漠の予算」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 失礼しました。

米本商工観光課長。

商工観光課長(米本清司君) 月の沙漠記念館につきましては、例年に比べて2割減の入れ込みということで、総体的に落ち込んでいることは確かなことでございます。原因につきましては、年間通してのことなんですが、昨年12月ぐらいまでの入れ込みを見ますと、やはりぐんと落ち込んでいるということで、下方修正をさせていただいたというのが事実でございます。

いずれにしても、総体的に入れ込み数が減っているというような状況でございます。

議長(伊藤博明君) ほかに質疑ありませんか。

1番、石井芳清君。

1番(石井芳清君) 1番。

歳入であります、14ページ、15ページのところで、1つは衛生費委託金ということで、ミヤコタナゴ保護増殖事業ということで21万ですか、補正されておるわけですが、

これは毎年やっていることで、いつも何で年度終わりごろになってこういう事業が組まれるのかということで質問をしているところでありますが、具体的にこれはいつごろそういう通達があったのか。いつ入金になるのか。そしてまた、先ほど提案説明の中で草刈り等を行いたいというような話も、歳出の説明もありましたが、具体的にこの短い中でどうされるのか。また今後、どうしていくのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

次に15ページの方ですけれども、雑入で空き缶売払代金、また有価物売払い料金というようなプラス補正されているわけですけれども、これは金額ベースですけれども、事務的には多分ごみのリサイクル分別等に絡むことだろうというように思うのですが、この間、いろいろと努力をされて、総体的なコストですね、清掃費の削減につなげていただいているというふうに理解しているのですが、今回の補正の中で、今年度それがプラスマイナス、多分償却すべき費用が浮いたところもあろうかと思えますから、そういう部分も含めてどういう効果がこの1年間であったのか、また今後どうされていくのかについてもお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 井上環境整備課長。

環境整備課長（井上秀樹君） まず14ページのミヤコタナゴ保護増殖事業の内容ですが、これにつきまして2月に入りまして県の方からこのような経費がございますという話がありまして、使いますかというようなお話で、是非ともという話で受けました。事業の内容といたしては、棲息地周囲の草刈り等を現在考えております。委託事業として受けるということで歳入を計上させていただいております。

次に15ページの雑入の件ですが、これは全体のごみ量と大きくかかわる内容でございます。まず平成16年度現在のごみ状況と言いますと、4月から2月ベースで、現在対前年358トンの減という状況で可燃物が減っております。この減量理由といたしましては、町の廃棄物の処理及び手数料条例では、容器包装リサイクルに関する減免規定がございますので、分別をされている場合は手数料は取りませんというような規定もございますので、そういったことについて住民の皆さんのご理解があった中で、やはり容器包装リサイクルの新聞、雑誌、古紙、段ボール等、こういったものが現在対前年で155%ぐらいの増ということで、それらが現在252トンというような数字がございます。空き缶については単価改正といいますが、当初予算では1kg当たり5円で見えていたものが、いろいろ模索した中でキロ15円で処理できております。それから有価物の売り払いについては、ただいま新聞等の内容ですが、それらについては155%の増ということで、この要因については16年度は毎週火曜日、古紙を回収してきたこと、それから持ち込みを受ける分別の方法について徐々に理解をいただいているという皆さんのご協力

の下でそういったものが確立できているというふうに私どもは考えております。

それから、ただいまの、本来混ぜて燃していたものを燃さなくなった経費で恐らく削減できる部分があるだろうというようなお話でしたが、それについて、これをざっと15年度で今現在1トン当たりの処理経費が大体1万8,600円ぐらいということで既に周知をしてございますが、その計算で考えますと、ほぼ880万ぐらいの経費削減になっているというようなことで概略想定をしております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解しました。これまでの効果が上がっているということで、引き続き行っていただきたいというふうに要望しておきたいというふうに思います。

次に移りますが、歳出の方で17ページ、総務費の中ですが、一般管理費ということで防犯灯台帳整備委託ということで、これは多分確定に伴う減額補正ということであろうと思いますが、パソコン化されるということなんですが、現実的に運用をどのようにされていくのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、18ページですが、財産管理費の中で自動車リサイクル料というのが出ていますね。もう1点ほかの課でもリサイクル料が今回2点補正をされておりますが、そもそもこれは法改正に伴うもので、確か先般の議会の中で一斉リサイクル料については補正対応をした経緯があるというふうに思うのですが、なぜ最終盤の年度になってこうしたものが出てくるのか、非常に私は不自然に思いますので、その内容について細かなご説明をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 綱島総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 防犯灯の台帳整備ということでございますが、これにつきまして735万で契約をいたしまして、予算の執行残でございます。これも全部緊急雇用をもって全額補助金でいただくというものでございまして、今後のどのような運用をするかといいますと、現況調査等を既にもう終わっております。そして地図のデータ、それから管理台帳のデータのシステム、それと操作マニュアル等、こういったものを成果品として上がってくるわけでございますが、それぞれ各区に防犯灯の管理を、どこの何区に幾つということで台帳を整備します。その整備する中で、それぞれの台帳にプレートをつけて管理をしていくということを考えております。今、現状ですと、なかなか把握がし切れない状況にございまして、劣化で落

ちたり、または塩害、また台風等で落ちてても区にいろいろと管理をお願いしてございますが、全部現状として把握がし切れないというようなこともございまして、それを台帳で管理することによって、東電の方へ、もう既に落ちてなくなったものについて電気料を払ったりとか、そういうようなことのないように、適正な管理に努めていきたいということで整備させていただくものでございます。

それと、リサイクル料でございますが、確かに先般の議会で補正予算をお願いしたところでございます。今回の自動車のリサイクル料につきましては、社会福祉協議会の方から車を町の方へいただいたものでございます。それが3月の車検があるということで、今回このリサイクル料について3月の車検とあわせて申請しなければなりませんので、今回、補正をお願いしたわけでございます。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

防犯灯台帳は番号を振るということですが、具体的にまだちょっと終えてないような答弁内容でしたが、どういったものが幾つあるかと。蛍光灯だとか、水銀灯だとか、ちょっとどのように分けているかわからないんですけれども、実際はいろいろあると思います。

それから、当然なんでしょうけれども、県が設置した道路照明灯というのは別だから、それは入らないわけですよ。どういったものが幾つあるのか、種類ごとに分けてあるのかちょっとわからないのですが、そのところがもしわかればお知らせいただきたいと思います。

それからその中では、例えば切れているところがあれば、そのところに番号を振ってあるから、それを例えば区役員の皆さん、もしくは役場の方に言えば対応をすぐ図っていただけることになるわけでしょうか。その辺は確認をしたいと思います。

それからリサイクル料ですが、今年車検だからというお話ですが、これはいつ社協から要するに役場の方に移管をされたのでしょうか。これまで確か総務課で全庁的に車については台帳をつくって管理しているというふうに聞いていたと思うんですけれども、そういう中で私ども漏れ落ちをしたのかなと思うのですが、それともう1点ありまして、2つ出ていますが、もう一つについてはどういう理由であったのか、再度お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 総務課長。

総務課長（綱島 勝君） 防犯灯の台数の関係につきましては、やはり電柱に備えつけのものとか、また個々にもう既にポールを立てて、新たに町の方でもつくった防犯灯、当然蛍光灯、

そういう球の仕様の内容まで台帳には加えてございます。

それと写真もついております。それと、今現在プレートをつけるためには、町の既存のものではいいんですが、東電に電柱に されているものについては、東電の許可が必要なものですから、今、東京電力の方へ電柱にプレートをつけさせていただくようなことの申請をしておるところでございます。

それによって、管理 分も、街路灯も、月の沙漠道路とか、区で管理するもの、町で管理するもの、そういったものについても明確に台帳で区分をしていきたいと、このように考えています。

それと、今回の社協の車ですが、当初社協にあったものですから、台帳から漏れていたというところもございまして、3月の車検時で気がついて今回補正をお願いをさせていただいたというところでございますので、よろしく申し上げます。

(「防犯灯」と呼ぶ者あり)

総務課長(網島 勝君) 防犯灯は、今現在だと台帳でいきますと984基ぐらいの数字で上がってきております。

議長(伊藤博明君) 石田農林水産課長。

農林水産課長(石田義廣君) リサイクル料につきまして、農林水産業費の役務費に入っております。ご説明いたします。

現在、農林水産課で使用しておりますカロラのバンの車では、初めに登録してから12年3カ月を経過いたしまして、走行距離数が現時点で15万9,773キロとなっております。フロントタイヤの車軸が曲がっておりまして、ここ数年、車検時にタイヤを変更するという状況があり、非常に財政の厳しい中では、車の購入は厳しいということで、内部でいろいろやりくりといたしますか、調整いたしまして、海洋センターで現在使用しておりますカロラバンを私どもの課に配置させていただく。それに伴う、現在使用しておりますカロラバンの廃車及びリサイクル料を計上させていただきました。

議長(伊藤博明君) 1番、石井芳清君。

1番(石井芳清君) 1番。

車軸が曲がるというのは、通常の使用では普通考えられない話で、某自動車メーカーは欠陥隠しという話もありますけれども、当該の会社ではないと、カロラといいますとほかの会社ですからね。その辺の使用方法の問題等はなかったんでしょうか。通常、今のお話を聞くと、これはもう事故じゃないかと思うような内容なんですけど、それについて改めて答弁を願いたい

と思います。

もう1点は21ページですが、予防費の中でお聞かせ願いたいと思いますが、検診業務、保健業務等でありますけれども、全体で362万5,000円という大変大きな額の減額補正となっているわけではありますが、これは何回も申し上げておりますが、もし時間があれば再度、募集も含めて、やはり趣旨にのっとって100%予算が消化できるのが当然だろうというように思うんですね。これはけちって残すものではないというふうに理解をしておりますので、その辺の事業執行の経過はどうであったのか。また、特にインフルエンザに対する予防接種の補助等が施行されていまして、大変大きな成果を上げているというふうに思うわけでありますけれども、先ほどの県の補助金関係の歳入面で補正もあったようではありますが、この辺の運用方法は変わったのでしょうか。

それともう一つは、このインフルエンザの実績ですね、対前年度と比べてどのような状況になっているのか。まだ本年度は終わってないわけではありますが、見通しも含めて答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 農林水産課長。

農林水産課長（石田義廣君） 車軸が曲がっているということにつきましては、事故ということにつきましては全くそのような記憶はございませんが、推測といたしまして、何かにぶつけて曲がったのかなと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 予防費の減額につきましてご説明を申し上げます。

まず、インフルエンザの実績でありますけれども、2,862人と対象者のうち、今現在1,401名の実績でございます。率にしますと48.95%ということで、対前年で申し上げますと約2.2ポイント実績が上がってきておるところでございます。

このインフルエンザにつきましては、9月に要綱の改正をさせていただきまして、これまで申請がありますと、町の方に2,500円を添えて申し込みをしていただくと。それに町が負担の1,000円を加えて医療機関に支払いをしていましたが、それを変えまして、町の方からの1,000円につきましては、医療機関から請求があった時点でお支払いをします。申請があった時点で受給者証を渡して医療機関に行っていただくと。その時点で予防接種をした段階で2,500円を払っていただく。残額の町側の負担につきましては、医療機関からの請求でお支払いをすることで、事務の改善を図らせていただいたという状況です。

それ以外の事業につきましては、まず児童結核検診については2万9,000円の減となっております。

ります。これは3名の該当を見込んでおりましたけれども、実績がなかったということでございます。

また、住民結核検診につきましては、実績で1,492名ということでございまして、これは残念ながら2%ほど実績が下回っています。受診率が75.5%というところでございます。

それから大きい増減で申し上げますと、伸びているのが前立がん検診、それから乳がん検診、それからC型肝炎の検査、これらは伸びておりまして、基本健康診査等につきましては、数は1,080名で1名増えておりますけれども、率にしますと0.4ポイント下がっているという状況でございまして、そろそろピークに達しているのかなと。横ばいの状況で今、推移をしている状況であります。

そういうことで、不用額について今回減をさせていただいたという状況であります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 車の件ですけれども、何度も申し上げますけれども、公務員でありますから、例えばスピードの問題ですね、それから当然ですけれどもシートベルト、一時停止等、そういうこともあるかと思えますね。ですから、これは総務課の管轄だろうと思えますけれども、特にいま一度、そういう交通安全について公務員たる模範を示すという中で、再度徹底をしていただきたいと。今回のことはやむを得ない事故であったかどうかはわかりませんが、それをこの機会ですから、申し上げておきたいというふうに思います。

それから健診業務についてでありますけれども、先ほどの国保の中で、今後も引き続きやるんだというようなお話があったわけでありまして、今、そろそろ飽和かなというお話もありましたが、やはりこうしたものをこれから、例えば具体例を申し上げさせていただければ、先般、本庁職員亡くなられたわけでありまして、その健康管理などもいろいろあったやに聞きますが、やはりそういう面におきまして、それから先ほどの退職後3年から5年の中で大きな病気、それが高額医療に結びつくんだというようなご説明もいただきました。そういう中で、こういう業務が本当にこれから大事になってくると思いますし、一定飽和に近づいたら、今度はやはりやり方だとか、方法だとか、そういう処置方法も含めて、またいろいろと検討していく必要があるというふうに思うんですね。これはまた新年度になろうかと思えますけれども、それについて改めて、ここまで努力していただいたんですけれども、じゃあこれから再度どうするかというところですね。新たな視点でぜひ検討をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 健康づくりにおきまして、健診等の果たす役割は大きいと考えております。そういう中におきまして、郡内でもかなり高い数値で御宿は数値を残している状況でございます。今回、若干数値が下がってきている原因の1つには、防災無線の朝の放送を取りやめをしているという状況であります。これにつきましては、むやみやたらに放送は流さないというようなことで徹底をしております、夕方の放送だけにしているということで、若干、これが影響があったのかなということで考えております。

そういうことで、17年度におきましては、朝の防災無線等を再度放送を入れさせてもらおうかなということで今、検討をしているところであります。

また、住民への周知徹底につきましても、お知らせ版、年間のこよみ等に入れまして、皆さん方に周知を図っていきたいというふうに考えております。

議長（伊藤博明君） 13番、貝塚嘉軼君。

13番（貝塚嘉軼君） 13番、貝塚。

1つだけ聞かせてください。収入の14ページの財産収入の町有地の売却についての811万3,000円。これは宅地化、あるいは山林化とか、あるいは雑種地なのか、そういうような形の中で、どのぐらいの町有地を売り払いしたのかお聞かせください。

それともう1点、すぐ下の15ページの物品売払収入の監視艇売払4万9,000円。これはもしかしたらモーターボートじゃないかなというふうに思ったんですけども、それがそれで間違いないか。

それと、どういう形で売払方法をとって、このモーターボートを買った年月日と耐用年数、あるいはその後の管理について、ここに来て売り払うような形、それはどうあったのか。その経過をちょっと申しわけないが、この2点だけ教えてください。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 町有地については、2件ほど予定がありまして、地目は宅地でございます。面積は200坪前後を予定しております。価格については幅がありますけれども、3万円から6万5,000円の範囲でございます。

議長（伊藤博明君） 米本商工観光課長。

商工観光課長（米本清司君） それでは、物品売払収入の監視艇の売払いということですが、お答えいたします。

これは夏の海岸監視に使ってございましたモーターボートでございます。平成4年度に購入を

してまして、廃船手続を16年2月23日ということで、12年経過しております。購入金額については、当時350万で購入したということでございます。

それと管理については、夏の間は御宿漁港に係留していたということで、夏以外については自動車屋さんに管理委託をしていたということでございます。

売り払った会社については、購入した船舶のヤマハポーディングシステムというところをお願いをしました。

例えば、車、中古車の場合には、全国的に走行距離とか年式、事故等の部分、そういうものの基準が確立されているということでございます。全国的に均一な評価や値段が設定されているということで大したトラブルはないというようなお話を聞いているのですが、モーターボートの場合には評価基準が確立されていないというものがございまして、また、個人売買、例えばオークション等、そういうものの場合には、後でトラブルが発生しやすいというものがあるらしいです。その原因としては、整備不良とか、専門的な知識の欠如、あとは時期的にシーズンに利用するということがありますので、購入後のメンテナンスの方法とか、そういうものでトラブルが非常に多いということにして、専門的なところをお願いをしたということでございます。

議長（伊藤博明君） 13番、貝塚君。

13番（貝塚嘉軼君） わかったんですけどね、私も委託係留されているところを見て知っています。ただし、やはり野ざらしというような形の中で保管されていれば、あちこちさびたりして使えなくなってくる。使うためには、やはりその免許を持った人を雇わなければいけないとか、あるいは整備して非常にかかる。また、今は を使った小回りのきく形のもので安全管理をしているというようなことで、監視においても非常にモーターボートよりもいいんだということで、不要ということで処分されたんだろーと思いますけれども、私から見た目では、まだまだ使えるんじゃないかなというような思いがあったものですから、これについて、観光協会の役員に昨年、何で使わないのというようなことを聞いたときに、運転手がいなくて、あるいは修理するのに何百万とかりますというようなことを聞いたものですから、そうであるのなら、早く処分した方がいいだろうというようなことも話したら、これはあくまでも町のものであるということだったものですからね。たまたま補正に今、出てきていましたからお聞きしたわけでございますけれども、そういう形で安全な形で、売却した後々の苦情、そういうものがないようにという形で売り払いできたということは結構だと思います。それだけお聞きしたかったものですから、どうも。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） それでは、2時10分まで休憩します。

（午後 2時00分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時14分）

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 議会運営に関しまして、進行にご迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。申しわけございません。共同調理場の凍結の件につきましては、議員の皆様方に事前に説明しなかったことについて、大変申しわけなく思っております。今後、改めて説明の機会を設けさせていただきまして、その席で説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「了解」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第15、議案第13号 平成17年度御宿町水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 平成17年度御宿町水道事業会計の予算について、提案理由を申し上げます。

本予算につきましては、近年の厳しい社会経済状況の中、昨年に引き続き老朽化した施設更新を図り、経常経費の節減、水の安定供給を目標に予算編成をしましたが、結果としては前年度対比で38.5%の増嵩となり、主なものとしては受水費の料金改定に伴い、さらに支出超過予算となりました。予算規模は、収益的収支及び支出の収入として2億4,465万1,000円、支出を3億1,894万6,000円計上することとなりました。資本的収入及び支出予算では、浄水場の機器改良等を計画し、収支を514万6,000円、支出を1億4,239万4,000円計上いたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、平成17年度御宿町水道会計予算（案）についてご説明いたします。

まず、第2条の業務の予定量につきましては、給水戸数は前年度より50戸増え、3,495戸、年間総給水量につきましては、過去3年間の平均値を採用し、88万2,000立方メートルを計上し、前年度より4,000立方メートル増の計上となりました。年間総受水量は、南房総広域水道企業団との協定に基づき、1日平均受水量1,334立方メートルを最低1日申し込み水量1,001立方メートルの12カ月分、36万5,365立方メートル、金額で1億3,618万円、1日平均給水量は2,416立方メートル、主な建設改良事業としては、浄水場機器改良事業294万円、配水施設改良事業として199万5,000円。収益的収入及び支出、資本的収入及び支出につきましては後でご説明いたします。

2ページの第5条の予定支出の各項目の経費の流用することのできる経費は、営業費用と営業外費用の相互、3ページの第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費が、職員給与2,584万6,000円、交際費2万円です。

8ページの収益的収入及び支出をお願いいたします。

収入の款の水道事業収益2億4,465万1,000円、前年度より96万4,000円の増。項の営業収益2億2,961万4,000円、前年度より94万5,000円の増。内訳は、給水収益、その他営業収益の指定工事店登録手数料及び開栓手数料です。

項の営業外収益1,503万7,000円、前年度より1万9,000円の増。内訳は、受取利息及び配当金です。他会計補助金及び県補助金につきましては、前年度と同額の一般会計補助金1,000万円と、市町村総合対策補助金として500万円を計上いたしました。

9ページの支出の部で、款の水道事業費用3億1,894万6,000円、前年度より2,161万8,000円の増、項の営業費用2億9,706万8,000円、前年度より2,346万5,000円の増、目の内訳は、原水及び浄水費1億6,919万2,000円、前年度より1,611万2,000円の増。増えた主な要因は、前年度6月補正でお願いした浄水場管理委託の予算を、当初予算に計上したこと、また、平成17年度南房総広域水道企業団の料金改定に伴う増です。目的別費用で申しますと、人件費は計上してありませんので、物件費だけの計上となっております。主な事業としましては、修繕の浄水場機器修理代金として420万円、委託料の水質検査及び浄水場警備業務委託として1,709万9,000円。

10ページの受水費1億3,618万円で、率にして20.4%の増、金額にして2,305万9,000円の増となっております。

配水及び給水費3,172万円、前年度より485万4,000円の増。増えた要因としましては、職員の定期異動等に伴う増、及び計量器、水道メーターにつきましては8年ごとに取りかえを義務づけられておりますので、前年度より223個増えたこと。また、夏期対策として実施いたしておりました赤水対策事業の管洗浄が緊急地域雇用特別対策補助金が廃止されたことに伴う単独によって実施するための増です。目的別費用は、人件費で、率にして49.4%、金額で1,568万3,000円、物件費で、率にして50.6%、金額で1,603万7,000円となりました。

主な事業といたしましては、11ページの修繕の鉛管取りかえ及び修繕の657万2,000円、委託料の量水器取りかえ及び配水管洗浄の774万4,000円です。

総係費につきましては2,025万1,000円、前年度より327万5,000円の増。目的別費用では、人件費で、率にして50.2%、金額で1,016万3,000円、物件費で、率にして49.8%、金額で1,008万8,000円です。

主な事業としましては、12ページの使用料及び賃借料の水道料金企業会計システムの電算リース料466万1,000円、委託料の検針委託料399万円です。

減価償却費につきましては7,590万5,000円、前年度より77万6,000円の減。

営業外費用につきましては2,157万8,000円、前年度より184万7,000円の減。内訳は、支払利息等消費税及び地方消費税です。

特別損失は前年度同額の10万円、予備費も前年度と同額の10万円です。

次に、13ページの資本的収入及び支出の収入の部について説明いたします。

款の資本的収入は、前年度と同額の514万6,000円。内訳は、新規水道加入分の納付金です。

14ページの支出の部で、款の資本的支出1億4,239万4,000円。前年度より9,496万4,000円

の増。増えた要因としまして、他会計貸付金として1億円を計上によるものです。

建設改良費536万7,000円、前年度より577万円の減。原水及び浄水費294万円、前年度より566万5,000円の減。配水及び給水費199万5,000円、前年度より10万5,000円の減。総係費は43万2,000円で、前年度と同額の計上です。

企業債償還金3,702万7,000円、前年度より73万4,000円の増、増の主な要因としましては、平成12年度に借りていた元金償還が始まったための増です。

2ページの第4条に戻りまして、資本金収入が資本金支出額に対して不足する額1億3,724万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,724万8,000円で補てんいたしました。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

10ページの原水及び浄水費の中で、南房総広域水道受水費ということで、町長の方から料金改定が行われたと、負担率でしょうか、というようなお話もありました。今、20.4%増を見込むというようなご説明もありましたが、具体的に幾らから幾らに上がったのでしょうか。そしてその経過ですね。全体的な関係団体の中で、それがどういうふう to 上げ下げが多分あったかと思うのですが、どのように調整されたのか。また、懸案でありました大多喜の受水ダムについても、確か検討されたというふう to 聞いておりますが、今段階でどういう方向性が出されているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） それでは、まず料金改定の方からご説明いたします。

まず、今回料金改定された理由といたしまして、企業団が平成8年度の経営開始以来経常損失は毎年赤字で、平成12年度に平均12.1%の料金改定を行ったものの、依然赤字が発生しており、15年度末の累積欠損金が23億9,850万円ほどに及び、現状の料金体系では、将来もますます累積欠損金が見込まれるということで、今回このような状況から料金算定期間を平成17年から21年の5カ年において収支均衡を図るため料金改定を平均8.5%引き上げ、18年度までは赤字ですが、19年度以降は黒字に転じるとの計画の中で料金改定をお願いしたということです。

その中で、平成12年当時の料金改定についての経緯もご説明いたしますが、今回の料金改定の前に、平成8年度事業開始からの概要について、平成8年度当初は、すべての団体の受水

が開始しておらず、二部制料金を採用する等、受水を開始していない団体、本町のようなところからも基本料金を徴収するため、一部制を採用したと伺っております。それで平成12年度に基本料金と使用料金等の二部料金制に改定する際、二部料金は施設自体に係る経費を料金により徴収するため、各団体の権利水量をもとに基本料金を算出するというので、二部制に移行する時点で権利水量を持ちながら、本町のような実質的に受水量の少ない団体、要するに負荷率の低い団体につきましては、非常に引上率が大きく、この時点では理解を得ることが難しいことから、暫定的に激変緩和措置をとったと伺っております。

その措置は、基本料金の負担割合を実質的な受水量に調整することにより、構成団体別で引き上げを平準に行ったことによって、負担率の下がった団体の、負担分を他の団体の負担に転嫁しているということで、このようなことから、今回につきましては権利水量により基本料金を決定するというので決定いたしました。

それで平成17年度から平成21年度の今回の料金改定の経緯についてご説明しますと、平成17年度から21年度の原価を基本として、基本料金と使用料金を、使用料金は人件費の一部、動力費の使用料と薬品を比率割にしまして、平均8.5%の基本料金を変えずに協議を行ってまいりました。その基本料金と使用料金との比率を、まず3パターン事務局から提案が提出され、1パターンは基本料金を95.54%と4.4%、2案目として90%と10%、3案として80%と20%という3パターンが用意されましたが、企業団としては受水団体の公平の観点から、原価を基礎にして計算をしました結果の1案を提案しましたが、本町のように影響額の多い団体との調整がつかなかったこと、また3案は既に平成12年度に他の転嫁された団体の理解を得ることができなかったという結果としまして、結局2案の、今回ご提案しました形となっております。

今回、上がった1立方メートル当たりを比較しますと、改定前が、基本料金が194円18銭、改定後が125円42銭。比較しますと実際は66円76銭安くなっております。使用料金につきましては、改定前が25円42銭、改定後が26円70銭で、これは1円28銭増えております。これで何で増えたかと申しますと、先ほど申し上げましたとおり基本水量が御宿町は2,620立方メートルあります。それに対して12年度のときには激変緩和措置ということで1,389立方メートルをもとにしまして基本料金を算定した結果、このような形で増えたということでございます。

仮に1案の影響額が今回の平成17年度の影響額を計算しますと約22.2%、金額にして約2,509万6,000円。今回提案しました影響額は、先ほど申し上げましたように20.4%で2,305万9,000円。3案が影響額として17.1%で1,930万4,000円という結果でございました。

次に、大多喜ダムの方向性としましては、前回は申し上げておりますが、その時点では、こ

の平成16年度に実施いたします水道水源開発等整備事業の再評価を踏まえて、ダムの建設事業の一次休止、または県との調整を図り判断したということで、今回、平成16年度の事業評価の結果として、将来の水需要を見直す認可計画を下回る見込みとなりましたが、受水団体の自己水の安定性、施設の老朽化等を踏まえ、受水に切りかえの要望があることから、大多喜ダムについては各水量を認可計画に変更がないということを受けています。

その中で、今回平成22年度、大多喜ダムの完成をする時点で構成団体等で協議し、自己水に余裕のある、御宿町、大原町なんですけど、受水量を減らし、その分を他の受水を希望しております、ここで言いますと勝浦市、大多喜町、白浜、旧天津小湊に配分するという形で今現在進めている状況でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 細かい説明をいただきましたが、今の説明の中でわからないのは、南房総広域水道企業団としての、一言で言えば行革ですよ。みずからどのような行革をされたのか。今の説明の中でも、例えば人件費等の内容があったかというふうに思うわけですが、もう既に、確かダムの方は ですよ。ですから ではない、こちらの方ではないというふうに思いますので、本管工事もすべて終わって、管理運営業務という内容だろうと思うんですけどね。現在、何人ぐらい職員が配置されているのかということもお聞かせ願いたいと思います。

具体的に、 水としてどのようにみずから行革を進めていくのかというところがもしあれば、その説明を受けたいというふうに思います。

それから、ダムの問題がありますが、もう一つダムの中で、それは今後の非常に長い長期計画の中で必要性を持つということのご説明があったわけではありますが、確か今の一番ダムの進捗をしない原因というのは、堤のところの地権者と合意が取れていないということで、複数あるというふうに思いましたが、その辺のところは進捗状況についてはどのように報告されたのか、あわせてその辺の報告も受けたいというふうに思います。

それから、運用関係なんですけれども、特にこの房州の方は夏期、8月、9月、特に8月が水を一番たくさん使う時期ということで、この後段の資料の方にも確か載っておったかというふうに思いますが、残念ながらその時期が渇水期と重なるわけですよ。そういう面におきましては、今年度の予算を見ますと、本町の浄水場関係ですね、浄水設備の修繕関係の費用が本当に最低限というふうに思うわけですが、そういう面で、今後とも浄水場を管理運営していくことは、いろいろな面から見ても当然だと思うのですが、それについてどのように

考えているのか。

それから12ページでありますけれども、委託料ということで、検針委託ということで399万円あるわけですが、これは前はこういう科目設定ではないというふうに思いましたけれども、また額も増えているというふうに思いましたが、その内容について説明をいただきたいというふうに思います。

それと14ページであります、貸付金ということで1億円、他会計、一般会計に貸し付けるというような予算設定になっているわけですが、これは先般、内部留保資金についての運用ですね、これについてただしましたが、その関係の内容かなというふうに理解をしておりますが、具体的にどういうふうに運用をされるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、資料の27ページの企業債の償還表が出ておりますが、これを見ますとまだまだ大変利率の高いものですね。例えば一番上段につきましては支払利息だけでかなりの額ですね。241万6,134円ということで、先ほどの700万の利率と比べますと非常な差がありまして、こうしたものがやはり当然是正をしていく必要があるかと思えます。

本年度はちょっとないようではありますが、これについての現時点での見通しがあれば、それについてもお示しをいただきたいと思えます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 建設水道課長。

建設水道課長（藤原 勇君） まず、広域の事業団の職員数ですが、34名と伺っております。その中で企業団としての4年間の経費節減としまして、委託料の見直しを行い、浄水場の管理委託等競争入札をやり、約3億5,967万7,000円の減額という報告を受けています。また、動力費につきましては電気料の削減ということで、東京電力との協議の中で、ピーク時に調整契約を行い、夏期の操作調整を行った結果、約3,800万ほど、あと薬品の削減ということで競争入札によって契約単価を抑え、その結果、約3,100万ほど、そういうことで今現在取り組まれていると伺っております。

次に、大多喜ダムの進捗状況につきましては、基本的には平成15年3月と変化のない形で、今、必要面積55ヘクタールに対して51ヘクタール、約93%ということで、ダムの本体を約4ヘクタールの入口の買収で難行していると伺っております。

それと先ほどの各構成団体の受水につきまして申し上げますと、今現在、各企業団を含めた自己水の総配水量が30,241.572立方メートルほどございまして、企業団の15年度決算ですが、1,055万8,000立方メートルほどの送水を行い、依存率として今現在は35%ほどの依存率とな

っております。仮に大多喜ダム完成後の5万5,060立方メートルで計算しますと、年間出水可能量は2,015万1,960立方メートルほどで、今の計画の中ではやはり1,581万1,200万立方メートルで、約1,008万9,612立方メートルほどの不足が生じているということで、なかなか受水に切りかえられない状態かと思えます。

それと先ほどの検針の委託につきましては、現在3名ほどの検針員が直接町等委託を行っておりますが、検針は1日から5日の間に行ってもらっております。このようなことから、検針員が病気あるいはけが等の場合、代替でやる方が検針を行うなど、非常に不安な状態ございました。こういう場合に対応するのは職員でありまして、また日にちも限られておりますので、職員もすべての給水装置を理解、把握している状態ではございませんので、非常に困難だということで今回お願いしたいと考えております。

例えばこれは1つの例ですが、この1月の検針で1名の検針員が途中で検針の委託を解除しております。この間、正月の休みを返上して職員が休日出勤して利用者に迷惑をかけないように進めてきたことを考えますと、やはり実際244万5,000円ほど上がりますが、検針を、民間の方へ業務委託をしたいと考えております。

続いて、浄水場の今後の管理につきましても、予算の厳しい赤字予算の中で、なかなか整備を進めることは困難であります。影響のない範囲内で少しずつ整備していきたいということも考えております。

それと企業債の償還につきましては、現に本年度までは企業債の利率が7%までが一応対象となっておりますが、今現在、その7%の公営企業債はございませんので、16年度につきましては該当がなく、平成17年度につきましては、今の段階では6%について該当になるということでございますので、その状況を見ながら、今後とも借りかえを行っていきたくて考えております。

最後に、長期貸付の件についてご説明いたしますが、水道会計といたしましては、この4月からペイオフが全面解除されることによって、各銀行ごとに一般預金と定期預金を合わせた合計金額1,000万円と利息以外は、あとは決済預金ということで当座預金、私どもの行っております別段預金の利息のつかない預金は保護されますが、それ以外についてはほぼ対象外となっております。

今回、そういうことも含めまして、なかなか運用ができない中で、例えば大型定期預金等は現在、約0.02%から約0.07%の範囲で利子となっておりますが、なかなか運用することのできない状況の中、今回、一般会計に貸付を行うことによって、今検討中ではございますが、利

子につきましては日銀が民間企業に貸し付けております公定歩合を参考にし、約0.1%の貸付で、8年間で考えております。

これによって水道会計は、約39万ほどの利益が生じるということで今考えております。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第16、議案第14号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第14号 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）についての提案理由を申し上げます。

本予算（案）の編成につきましては、国・県の予算編成基準に基づき編成いたしましたが、予算の大半を占めます保険給付費につきましては、前年度実績をもとに算定し、これに見合う適正な負担を原則に、保険税を確保する健全な予算を目標に編成いたしました。

予算総額9億634万3,000円、対前年度費5.87%の増となっております。大変厳しい中での予算編成であります。今後も引き続き制度に対する広報活動、医療費適正化の推進及び保険税収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2月21日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 平成17年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）のご説明をさせていただきます。

初めに予算概要の4ページをお開きください。

平成17年度の歳入歳出ともに9億634万3,000円で、16年度当初と比較しまして5,022万円の増となっております。構成比は5ページのグラフのとおりですが、歳入で国民健康保険税39.59%、国庫支出金36.57%、療養給付費交付金10.07%、共同事業交付金2.76%、繰入金7.36%、繰越金2.98%、そのほか0.67%です。歳出は保険給付費で65.04%、老人保健拠出金24.4%、介護納付金6.4%、その他共同事業拠出金や総務費で4.16%となっております。

保険給付費の今後の動向については、3ページの説明のとおり年々増加する傾向にありまして、17年度以降においても、経過措置による70歳以上高齢受給者の増加を含め、全体の加入者が増えていることや、医療技術の発展によりまして、給付額は増大するものと見込まれております。

次に、予算案8ページの歳入から目的別に説明をさせていただきます。

国民健康保険税3億5,878万6,000円で、4,350万2,000円の増でございます。内訳で、一般被保険者国民健康保険税3億1,088万6,000円、退職保険者等国民健康保険税4,790万円でございます。

次に、9ページの使用料及び手数料、保険税督促手数料で、前年度と同額でございます。

次に国庫支出金3億3,148万円、内訳でございますが、国庫負担金の療養給付費等負担金2億7,693万3,000円、高額医療費共同事業負担金554万7,000円でございます。国庫補助金の財政調整交付金4,900万円でございます。

10ページの療養給付費等交付金9,127万円で、支払基金から交付されるものです。

次に県支出金554万7,000円で、高額医療費共同事業負担金でございます。

次に、共同事業交付金2,500万2,000円で、千葉県国保連合会から交付されるものでございます。

次に、財産収入として1,000円、これは預金利子でございます。

11ページでございます。繰入金でございますが6,672万円、これは一般会計からの繰り入れが4,672万円、基金からの繰り入れが2,000万円でございます。この繰り入れによりまして、財政調整基金の保有額は2,000万円となります。

次に、12ページの繰越金でございますが、16年度の繰越金が2,700万1,000円、療養給付費

等繰越金としまして1,000円、その他繰越金として2,700万円でございます。

次の諸収入は50万6,000円で、預金利子や延滞金、第三者納付金、返納金などでございます。

13ページございますが、以上、歳入合計9億634万3,000円でございます。

次に、14ページの歳出でございますが、総務費は1,122万1,000円、内訳でございますが、総務管理費で945万4,000円、職員人件費1名、臨時職員1名、及び事務費でございます。

15ページの徴税費でございますが、44万8,000円、運営協議会費19万2,000円でございます。

次の保険給付費ですが、5億8,950万5,000円でございます。

16ページですが、内訳としまして療養諸費一般被保険者療養給付費として3億9,171万3,000円、退職被保険者等療養給付費1億1,316万7,000円、一般被保険者療養費629万3,000円、退職被保険者等療養費112万6,000円、審査支払手数料で190万7,000円でございます。

次の高額療養費でございますが、一般退職合わせまして6,324万7,000円でございます。移送料は科目設定の2,000円でございます。

17ページの出産育児諸費で1件30万円の18件を見込みまして540万円、葬祭費が1件7万円の95件を見込みまして665万円でございます。

次に、老人保健拠出金2,118万2,000円で、支払基金に拠出をいたすものでございます。

次に、介護納付金で5,803万3,000円、これは40歳から65歳未満の2号被保険者分として支払基金に拠出するものでございます。今年度は対象者が1,400人を見込んでおります。

18ページの共同事業拠出金は2,219万3,000円でございます。

次の保健事業費140万円は負担金人間ドック20件を見ております。

次に、基金積立金としまして2,000円、19ページの公債費として1,000円、諸支出金として80万6,000円につきましては、保険税の還付金及び還付加算金と国庫支出金等の精算による返還金でございます。

予備費で200万円でございます。

以上、歳入歳出ともに、合計9億634万3,000円でございます。

よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

歳入の方なんです、11ページ財産運用収入ということで、利子及び配当金ということが対前年度1,000円ということですが、これはそこに説明もありますけれども、財政調整基金の

利子ということで、昨年の取り崩し、また本年の取り崩しの中でこういう結果になるというふうに思うわけですが、財調が幾らになったのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点は、18ページの疾病予防費の中の短期人間ドック費用補助金なんですが、これは対前年度で減額なんです。先ほどやっぱりこうしたものは予算ベースで100%ですね。もしくは逆にプラスになって補正かけるぐらいでもいいというふうに思うわけでありまして、なぜ減額になったのか。また、そういう面では、先ほど補正の中には出てこなかったわけですが、本年度16年度はまだちょっと時間はありますけれども、執行状況はどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点は、説明の中の附属の書類の中なんですが、予算概要書の7ページに、医療費の推移というグラフがありますけれども、この上のグラフを見てみますと、平成10年度から14年度までほぼ横ばいという中で、これは医療費総額だと思いますけれども、15、16と急激に額が上がっているというふうになるわけですが、この要因について、何が額が増えているのかということについてのご説明をいただきたいと思います。

また、この15、16が非常に特殊な例であるのか、それともこの大分20 ですか、かなりの傾きでなっていますけれども、このままずっと上がっていったらどうなのか。この辺についてはどう検討されておられるのかですね。それについてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） まず利息ですけれども、確かな数字は覚えておりませんが、確か利息は406円ぐらいとっております。

それから人間ドックの状況でございますけれども、14万円減でございます。これは16年度の実績から見ますと、現在28件の利用状況でございます。執行状況は129万7,000円ほどでございます。このような状況ですので、この支払実績状況から人間ドックは14万円減とさせていただきます。

次に、概要の7ページのグラフの傾向でございますけれども、本年度の実績から見ますと、一般被保険者で件数が1,776件ほど伸びております。また、退職被保険者等で819件の増でございます。トータルで2,595件の増となっております。そのほかに高額療養費では、件数で現在408件ほどございます。

このような状況でございます。来年度も今の医療の関係から保険者が増えますので、このような伸びで推移していくのではないのかな。想定でございますから、はっきりはお答えでき

ませんけれども、いずれにしましても伸びはあると思っております。

それから基金の取り崩しにつきましては、先ほどご説明しましたとおり2,000万円でございます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

そうしますと、今現在基金は幾らになるか。

議長（伊藤博明君） 住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 残が2,000万円でございます。

1番（石井芳清君） それと人間ドックの関係なんですけれども、先ほど課長、補正の中で私、質問して、今後も頑張りたいというような内容だったかと思えますし、また、保健福祉課の方では健診業務、似たようなものだろうとは思いますが、人間ドックとは少し違うわけなんですけれども、それについてもやはり広報を広めて、100%予算が執行されるように努めたいというような、そういう説明があったんですよね。これ、対前年度で14万です。これ、減らすというのは、全体的なものはわかるけれども、さっきとの、これからやっぱりそういう健康づくり、また健診業務をしながら、そういう大きな疾病を防いでいこうという中で、これは私はなかなか理解しがたいというふうに思うんですね。

それから先ほどの附属書類の中のグラフの関係なんですけれども、そうしますと、ここの大体このぐらいの角度ですか、課長、ちょっとこっちを見ていただけますか。このぐらいの角度ですよ、グラフの伸びが、15、16年。1割ぐらい伸びていますかね、かなりの率だと思えますけれども、このままどんどん上がっていくということなんですか。それはちょっと、今の説明だと際限なくこの角度で上がっていくというようなご説明なんで、最後に確認だけしたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） 人間ドックにつきましては、今月号の広報のお知らせ版で周知しておりますけれども、100%になるようにしております。したがって、今年度14万円の減でございますけれども、先ほどご説明したとおり、またお知らせ版等で利用者の周知を図ってまいりますので、補正対応をまたお願いする場合もあるかと思っておりますので、その節はまたよろしく願いいたします。

それとこのグラフの関係でございますけれども、限りなくというんじゃなくて、70歳の加入者が、老人の移行関係ですけれども、あと150人、2カ年で300人の80%ほど加入者が加入

しますので、少なくとも2年間は医療費が伸びていくんじゃないかと、このように考えています。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(伊藤博明君) 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより、3時20分まで休憩いたします。

(午後 3時06分)

議長(伊藤博明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時23分)

議案第15号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第17、議案第15号 平成17年度御宿町老人保健特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第15号 平成17年度御宿町老人保健特別会計予算(案)について、提案理由を申し上げます。

本予算の編成につきましては、平成14年10月の法改正後の医療費の実績及び直近の医療費動向から編成いたしました。これにより、予算総額10億6,815万7,000円で、対前年度比2.38%減、対象人数は1,790人として算定いたしました。今後も医療費の適正な執行に努めてまいります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 佐藤住民課長。

住民課長（佐藤良雄君） それでは平成17年度御宿町老人保健特別会計予算（案）につきましてご説明を申し上げます。

内容につきましては、予算概要10ページに記しましたとおり、平成14年10月の法改正によりまして歳入を法定負担割によって拠出割合を決めてございます。

なお、歳入の法定負担割合は10ページに予算編成中下から11行目から6行目に書いてあるとおりでございます。

また、歳入歳出の構成比は11ページの表のとおりですので、あわせてご参照いただきたいと思っております。

受給者は、加入年齢の引き上げによりまして、当初の加入者は、老人保健加入者1,790人で、1割負担が1,731人、2割負担が59人と、このように見込んでおります。また、医療費の動向については、12ページの表のとおりでございますが、この要因については、高度医療患者によるもので、1人当たり医療費を引き上げることになっております。

それでは、5ページの歳入からご説明をさせていただきます。

支払基金交付金6億2,315万1,000円でございます。医療費交付金6億1,913万3,000円、審査支払手数料交付金で401万8,000円でございます。

次の国庫支出金、医療費負担金としまして2億9,600万2,000円でございます。

次の県支出金でございますが、6ページにまたがります。県負担金としまして7,400万円でございます。

繰入金として、一般会計繰入金で7,500万円、繰越金1,000円、諸収入3,000円でございます。

以上、歳入合計は10億6,815万7,000円でございます。

次に8ページ歳出でございますが、医療諸費としまして10億6,715万3,000円、内訳でございますが、医療給付費として10億4,345万円、医療費支給費として1,968万5,000円、審査支払手数料401万8,000円でございます。

諸支出金としまして3,000円、償還金2,000円、繰出金1,000円、公債費1,000円でございます。いずれも科目設定をしております。予備費として100万円を計上させていただきました。

以上、歳出合計が10億6,815万7,000円でございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第15号に賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(伊藤博明君) 挙手多数です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第16号の上程、説明、質疑、採決

議長(伊藤博明君) 日程第18、議案第16号 平成17年度御宿町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第16号 平成17年度御宿町介護保険特別会計予算(案)についての提案理由を申し上げます。

本予算案は、平成12年度から16年度までの5年間の給付実績に基づき、認定者数の伸びや介護サービスの利用状況を考慮し、歳入歳出総額を前年度と比較して10.2%増の4億8,452万4,000円といたしました。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(伊藤博明君) 氏原保健福祉課長。

保健福祉課長(氏原憲二君) 平成17年度介護保険特別会計予算案についてご説明いたします。

介護保険制度は5年が経過し、平成15年度からの第2期介護保険事業計画に基づき事業を進めております。

平成17年度には、介護保険制度の大規模改革及び第3期介護保険事業計画の策定が予定されております。

最初に、予算概要から介護保険の状況について申し上げますが、予算概要の8ページの資料 被保険者数の状況につきましては、第1号被保険者数は年々増加の傾向にあります。中でも、後期高齢者は下のグラフをごらんいただいておりますように、大きく伸びている状況でございます。その反面、第2号被保険者は微減の状況にあります。

次に、9ページの資料 の要介護(要支援)認定者の状況ですが、認定者数は増加の傾向に

あります。65歳以上の人口から見た要介護者の出現率は約12.6%と、制度開始以来上昇傾向にあります。下のグラフでおわかりと思いますが、要介護者の中でも、特に要介護度1の対象者が大きな伸びを示しております。

10ページの資料のサービス受給者数の状況ですが、施設介護サービス利用者数は横ばいの状況にありますが、居宅介護サービス受給者数は、平成12年度の86人から210人と大きく伸びております。本町は介護認定者における要支援、介護度1、2の軽微な方の割合が63%を占めており、在宅での生活を希望される方が多いことなどが要因となっております。

12ページの資料の居宅施設サービスの状況の下のグラフをごらんいただくとわかりやすいと思いますが、年々居宅介護サービス給付費が増加しており、16年度は55.9%を占めるようになっております。今後もこの傾向は続いていくものと想定され、新年度はこれらを踏まえて予算編成に当たりました。

それでは、予算書の7ページ、歳入からご説明いたします。

介護保険料の第1号被保険者の保険料は7,676万8,000円を計上いたしました。前年度からの比較56万1,000円の増額となりますが、第1号被保険者の増加による保険料を見込んでおります。

次に、使用料及び手数料の保険料督促手数料は8,000円で、1件当たり100円、80件分を計上いたしました。

国庫支出金の1億1,575万7,000円は、保険給付費の25%分で、そのうち国庫負担金は介護給付費等負担金で9,260万6,000円、国庫補助金は8ページに移りますが、財政調整交付金で2,315万1,000円を計上いたしました。

支払基金交付金1億4,816万9,000円につきましては、介護給付費等交付金で、第2号被保険者の介護納付金が支払基金から交付されるもので、法定負担割合は、保険給付費の32%分となります。

県支出金、県負担金の5,787万8,000円は、介護給付費等負担金で、法定負担割合は保険給付費の12.5%分です。

財産収入の1,000円は、介護給付費準備基金積立金の利子分であります。

繰入金9ページの一般会計繰入金7,867万7,000円ですが、介護給付費等繰入金は、5,787万8,000円で、法定負担割合12.5%分とその他一般会計繰入金として2,079万9,000円、職員の人件費、事務費分を計上いたしました。

基金繰入金は707万2,000円で、前年度までの第1号被保険者の介護保険料の余剰金を保険

給付の財源として積み立てた介護給付費準備基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

繰越金は18万8,000円を計上しました。諸収入の6,000円は預金利子1,000円と、10ページの第三者納付金1,000円、認定調査等受託事業収入3,000円を計上いたしました。

以上、歳入総額を4億8,452万4,000円とさせていただくものであります。

次に、11ページの歳出についてご説明いたします。

総務費は2,071万3,000円、前年度比較で1万8,000円の減額といたしました。

総務管理費の1,123万円と、12ページの徴収費65万円は、担当職員2名分の人件費と事務費を計上させていただいたものであります。

介護認定審査会費871万8,000円は、認定調査に係る人件費と事務費、認定審査会共同設置負担金です。

13ページの趣旨普及費3万4,000円は、介護保険の周知を図るための消耗品費、また、運営協議会費の8万1,000円は、介護保険運営協議会の委員報酬費を計上させていただきました。

保険給付費の4億6,303万円は、内訳として介護サービス等諸費は4億6,036万5,000円、14ページのその他諸費66万5,000円、高額介護サービス費200万円を計上いたしました。保険給付費につきましては、概要の11ページ資料の保険給付費の状況にお示しをいたしましたが、介護サービスでは居宅系が大きく伸びており、今後、この傾向が続くことを考慮し、給付費の予算計上をいたしました。

次に、財政安定化基金拠出金49万2,000円につきましては、国・県、市町村が3分の1ずつ負担する基金で、拠出金の負担率は第2期介護保険事業計画3年間の保険給付費見込みの0.1%分となっております。

15ページの基金積立金は、介護給付費準備基金積立金で1,000円を積み立てるものでございます。

諸支出金の18万8,000円は、第1号被保険者の過年度分還付金です。

予備費10万円を計上し、以上、歳出総額を4億8,452万4,000円とさせていただくものであります。

よろしく願いをいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

第2期計画の最終年度というふうに思いますが、計画との関係の中で、本年度予算、要する

に3カ年合計ですね。当初のトータルの費用ですか、その辺との関係では、進捗状況と申しましょうか、どういう予算組になっているのか、それについて伺いをしたいと思います。

それから、今、説明の中でも伺いましたが、説明資料の10ページ等ですか、要するに要介護1、2が63%を占めるというようなお話もいただきましたが、それは順に変わる中で、これは本人の申し出によるものではあるんですけども、町としてフォローしているということも考えられるのかなと思うんですけども、そういった面での他町の違いがあるのか、ないのかですね。また、審査員等を含めまして、町としてどういう指導をされておるのか、その指導内容を含めてお聞かせを願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） 第2期介護保険事業計画と17年度予算との状況でありますけれども、介護保険給付総額で申し上げますと、計画では5億2,543万円という数字に対しまして、17年度予算では4億6,303万円と、金額で計画数値より約6,000万円の減、率にして88.1%となっております。これは3カ年の状況でも大体同様の状況で推移をしてきておりまして、会計上は良好な状況で推移をしているということでございます。

また、要介護度の低い方が多いということについてのご質問であります。これにつきましては、比較的元気な方、元気なお年寄りが多いということがまず要因に挙げられるのではないかなと思います。それとあとは、うちの方に相談あった場合、また、在宅介護支援センターに相談があった場合、まずはその方がどういうサービスが受けられるんだろうかという観点から相談に乗っている状況です。ですから、それでこの方だったらこういうサービスが受けられるかもしれないということで、可能性があれば申請をしていただくということで指導をしている状況であります。他町との差というものについては、他町についての実情はわかりませんので、申しわけありませんが、この場ではお答えを差し控えさせていただきます。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。

特に御宿台の方を含めて、都会から御宿町に越してこられた方は、まず最初に福祉関係、きょうは介護保険の審議なんですけれども、メニューが少ないということで大変驚かれたという話も聞きます。ただ、今、課長からご説明をいただきましたけれども、少ないメニューなんだけれども、そうしたきめ細かな相談に乗っていただく中で、きちんとその方の対応を取れると。取れない方でも、やはり最高権限者、本町では事務担当者、課長が最高権限者なんですけれども、直接出てきて親身に相談に乗ってくれるということで、解決はできなくても本当にそれは

ありがたいなと、こんなことは都会ではとても考えられないことだというようなお話も何件か承っております。福祉はやはり心だというふうに思いますので、ぜひそういう心がけを今後とも続けていっていただきたいなと、そういう心がけの中で新年度予算も執行していただきたいというふうに思います。

それから、介護の中で13ページ、介護サービス等諸費なんですが、まだ法改正はされておられません、今、国の方での予算審議の中で、介護保険におきましてはホテルコストですか、これが秋口にも施行されるというようなお話も聞いておりますが、現段階の中で、もしそれらの提案されている内容がそのまま施行されたとして、どういう影響があるのか、ないのか。あるとすれば、ここにはちょっと載ってないと思いますけれども、いかにほどになるのか。その辺についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（氏原憲二君） ただいまのホテルコストの影響につきましては、12月現在で申し上げますと施設入所者65名いらっしゃいます。そのうち旧措置者9名を除きますと、影響を受ける方は56名ということになります。おおむね一人月額、電気、光熱、水道、ガス代ですか、それプラス食費ということで、月額3万円ぐらいの影響があるんじゃないかということでもあります。

それから申し上げますと、5カ月で約1,000万円ほどの給付費が減額になると。逆に言えば、それが負担になってくるということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第16号に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（伊藤博明君） 挙手多数です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第17号の上程、説明

議長（伊藤博明君） 日程第19、議案第17号 平成17年度御宿町一般会計予算を議題とい

たします。

提案理由の説明を願います。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第17号 平成17年度御宿町一般会計予算（案）について、提案理由を申し上げます。

平成17年度一般会計予算は、歳入歳出予算の規模を34億9,100万円とし、平成16年度に比べ1億3,800万円の増、率にして4.1%の増としました。前年度より取り組んだ一般財源枠配分方式による予算編成も、三位一体改革により一般財源化されたものや、民生費を中心とする福祉施策の義務的経費の大幅な増加、観光施設、ごみ処理施設の修繕経費の増加などにより配分財源を大きく上回る予算要求がなされ、大変厳しい中での予算編成でありました。主要事業としては、御宿中学校改築事業を最重点施策として位置づけました。これにより、水道事業会計より繰入金として1億円を計上いたしました。また、広域消防御宿分署に高規格救急車の配備を計画いたしました。経常経費のさらなる縮減、事務事業の見直しを図るとともに、特別職給与、区役員や非常勤特別職の報酬削減、管理職手当の削減など、人件費の抑制に努めました。産業の振興では、岩和田漁港の整備、中山間地域の農業振興基本計画作成業務、観光振興企画作成の継続実施をいたします。社会基盤の整備としては、実谷地先の県道バイパスの接続道路として、町道0106号線の改良工事を継続して実施いたします。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） 瀧口企画財政課長。

企画財政課長（瀧口和廣君） 平成17年度御宿町一般会計予算につきまして説明いたします。

予算概要書より説明いたします。予算概要書の2ページの4、予算編成の方針と予算編成の状況で説明いたします。

4の中段より述べてありますが、本年度も一般財源枠配分方式により取り組みました。事業としては、御宿中学校の改築事業を最重点施策として位置づけ、個々の編成作業に当たっては、町の財政状況を認識していただき、一般財源の突出を抑制、三位一体の改革への対応等を念頭に置き行うこととしました。

しかしながら、一般財源が縮減する中、民生費を中心とする義務的経費の大幅な自然増、観光施設やごみ処理施設修繕費、ごみ処理経費の大幅な増加などにより配分財源を大きく上回り、各課との協議を重ねる厳しい予算編成でありました。

数値的なものを8ページより説明いたします。

歳入ですが、町税が9億1,823万3,000円で、26.3%の構成比です。次いで11款の地方交付税が6億9,200万円で、19.8%、22款の町債5億8,830万円で16.9%、13款分担金及び負担金2億8,233万8,000円で、8.1%となっています。

歳出を10ページより説明いたします。

9款教育費が、学校建設に伴い8億9,360万9,000円で25.6%を占め、次いで3款の民生費の5億5,916万3,000円で16%、2款の総務費の5億4,845万6,000円で15.7%、4款の衛生費の5億911万7,000円で、16.7%となっています。

性質別については12ページをお願いいたします。

総予算の人件費は26%、物件費は18%を占めています。投資的経費は23.6%、公債費10.7%を占めています。前年度より伸びているものは、扶助費、建設事業費、繰出金であります。

続きまして、予算書より説明いたします。

平成17年度の御宿町一般会計予算総額は、34億9,100万円で、前年度より4.1%の伸びとなりました。

第2条地方債につきましては、利率及び償還方法を定めたものであります。詳細は後ほど説明いたします。

第3条、一次借入金について定めたもので、最高額を1億円といたします。

第4条は、歳出予算の流用について定めたものでございます。地方債につきまして9ページより説明いたします。

第2表に記載してあります7事業につきまして、総額5億8,830万円を限度額として借り入れ予定としています。

歳入について、12ページの事項別明細書により説明いたします。

町税は9億1,823万3,000円を見込みました。前年度より3,098万円の減額計上となりました。町税は、平成10年度より極端に減り始め、単年度当たり平均4,200万円、15年度から3カ年間で1億3,800万円の減額となっています。減額要因の主なものは固定資産税であり、地価の下落によるものです。

13ページの地方譲与税については7,200万円を計上いたしました。前年度より1,000万円の増となりました。三位一体改革の税源移譲により国庫補助金が廃止となり、所得譲与税に振り替えられたことによる増です。

14ページの3款利子割交付金から、16ページの10款地方特例交付金までは、決算の推移や
税収見込み等を考慮し、適正額を計上いたしました。

16ページ、11款地方交付税は6億9,200万円を計上いたしました。地方交付税は16年度は大
幅な減収を見込みましたが、実績算定の結果、当初見込んだほどの減収には至らなかった
ので、本年度予算では16年度の決算見込み相当額を計上したことにより3,900万円の増
となりました。

17ページ、13款分担金及び負担金は、受益者の適正な負担をしていただくことと、大原町
のごみ焼却処分に対する費用を負担していただきました。前年度より3,449万9,000円の増
となっています。

18ページの漁港整備事業分担金は、岩和田漁港を整備するにあたり、漁業協同組合の分担
金を計上いたしました。

14款使用料及び手数料は、有料の観光施設入場料や道路の電柱使用料、住宅使用料、教育
施設関係使用料と、本年度より町営駐車場の使用料を一般会計に計上し、1,455万3,000円
の増額となりました。

手数料については、住民課、税務課関係を始めとする諸証明手数料を計上いたしました。

20ページの15款国庫支出金については、中学校改築事業や道路改良事業、住宅改修、合併
浄化槽設置事業の継続により2,887万8,000円の増となりました。一方、三位一体の改革によ
り、民生費に關した支出金が一般財源化したことにより減額されています。

22ページ、16款県支出金は1億2,479万2,000円で、1,034万8,000円の減額となりました。
減額の主な要因は、緊急雇用対策事業が廃止、国・県の選挙がなくなったことによるもので
す。

26ページ、17款財産収入については、町有地貸付収入や土地売払金等4,813万1,000円を計
上しました。

27ページ、19款繰入金は、老人保健特別会計繰入金として100万円、中学校校舎改築事業財
源として、水道事業会計より1億円の繰り入れを計上いたしました。

28ページは農村振興基本計画作成業務のために、中山間ふるさと保全対策基金400万円を繰
り入れいたします。

中学校校舎改築事業のため、教育施設建設基金より1億円を繰り入れいたします。

20款繰越金については、執行状況の推移と留保財源を考慮し1億500万円を計上いたしまし
た。

29ページ、雑入については、観光施設の売店売上やごみリサイクルによる紙、金属類の売
上げ、JR返還金を計上いたしまして、諸収入として3,290万1,000円を計上いたしました。

30、31ページの22款町債につきましては、本年度の主要事業に対しての財源対策として公的資金を借り入れます。また、減税補てん債として、国の恒久減税と先行減税で2,000万円、臨時財政対策債として1億6,000万円を計上いたしました。

歳出について、32ページより説明いたします。

議会費は7,478万8,000円で、議員報酬と事務局員の人件費で96%を占めています。

33ページ総務費は5億4,845万6,000円です。主な内容は、庁舎管理経費や財産管理費、行政区に関する経費、徴税経費、戸籍住民基本台帳に関する経費、統計に関する経費を計上いたしました。特別職の給与の引き下げ、各種委員の報酬等の引き下げにより、経常経費の圧縮により6.2%の減となりました。

38ページの諸費として、地域防災組織の結成による防災備品の購入と活動費を計上いたしました。

45ページの民生費は、5億5,916万3,000円です。国民健康保険、老人保健、介護保険の3特別会計への繰出金が2億39万8,000円で、民生費の36%を占め、制度的繰り出しが年々多くなり、財政の硬直化があらわれています。施設入所措置費、生活管理指導員派遣、日常用具等の給付など、高齢者や障害者の福祉充実を図るための経費や子育て支援のための時間外延長保育や、放課後児童クラブの経費を計上いたしました。また、御宿保育所の遊戯室の空調施設の整備を計画いたしました。

53ページ、衛生費は5億911万7,000円です。老人保健や母子保健など、町民の健康促進に資する健診事業、乳幼児医療に関する経費は国保国吉病院への負担金を計上しています。

55ページの環境衛生費は、海岸の環境美化やビーチクリーナー運転のオペレーター雇い入れ賃金を計上いたしました。

57、58ページの清掃費、じん芥処理費は、清掃センターの運営経費が主であり、本年度は施設補修の経費、ごみ収集車両の購入を計上したことにより、前年度より3,722万2,000円増額となりました。ごみの焼却費用に係る67%を大原町の負担により賄われています。

59ページのし尿処理費は、夷隅環境衛生組合運営費に係る負担金が主でございます。

上水道費は、水道企業会計への運営費補助1,000万円、南房総広域水道企業団への補助金と出資金で2,560万1,000円を計上いたしました。

60ページ、農林水産業費は8,191万5,000円を計上いたしました。農業費では、中山間地域農業総合整備事業導入に当たり、62ページの農村振興基本計画樹立のため委託費の計上、昨年議会に陳情のありましたイノシシ被害防止対策に対して、農家に対しての補助事業を計画い

たしました。

64ページの水産業につきましては、漁協への漁業振興対策に対する補助事業の継続実施と国・県の75%の助成を受けて継続実施する岩和田漁港整備事業として3,009万2,000円を計上いたしました。

65ページ、商工費は、商工観光振興として1億2,076万3,000円を計上いたしました。

66ページの観光費として7,288万2,000円、観光企画作成委託や観光協会への運営助成により1,084万5,000円の増額となりました。

67、68ページの月の沙漠記念館管理運営費として1,685万9,000円を計上いたしました。

空調施設の整備が完了したので、978万9,000円の減額となりました。

69、70ページの町営プール管理運営経費として2,357万8,000円を計上いたしました。プールが開設して10カ年が経過し、ろ過装置の改修費を計上いたしました。

70ページ、土木費は、1億3,796万7,000円を計上いたしました。

72ページの道路改良費は、役場入り口の道路改良工事を計上し、17年度で交通開放をいたします。0106号線改良は、実谷地先の御宿台入り口付近から県道までの取り付け改良工事を、国の補助を受けて実施いたします。

住宅費については、岩和田団地の外壁改修工事を、国の補助を受けて実施いたします。都市計画費については、職員人件費を計上いたしました。

河川費については、小工事の費用です。74ページ、消防費は1億8,706万6,000円を計上いたしました。常備消防費として広域常備消防費の負担金を計上いたしました。17年度は御宿分署へ高規格救急車を2,800万円で配備する計画です。住民の生命と財産を守っていただく非常備消防費として2,078万円を計上いたしました。

76ページ、教育費は8億9,360万9,000円を計上し、前年度より2億4,645万5,000円の増となりました。17年度予算の主要事業である中学校校舎改築事業は、6億3,902万2,000円を計上いたしました。校舎部分については17年度をもって完了し、18年1月より新校舎での授業が受けられることとなります。このほか中学生海外派遣事業や、小学校に入学祝い金の交付、公民館各種教室の開催、B & G海洋センターの教室事業や体育施設の開放にも円滑な運営ができるよう配慮した予算を計上いたしました。

93ページ、公債費は3億7,515万5,000円を計上いたしました。前年度より1億3,061万1,000円の減額となりました。

清掃センターの整備事業債の元金償還や臨時財政対策債、中学校建設事業債等により償還金

の増額要因も見込みました。

予備費は300万円を計上いたしました。

以上、平成17年度御宿町一般会計予算総額を34億9,100万円とするものです。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） 企画財政課長より詳細の説明がありましたが、これより10日までを議案審査のため休会といたします。

散会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、本日の日程はこれをもって終了いたします。

次の本会議は3月10日午前9時から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時06分）

